

福岡市環境基本計画（第三次）

素 案

福 岡 市

目 次

計画策定の趣旨・計画の枠組み	1
第1部 環境基本計画が目指すもの	3
第1節 めざすまちの姿	3
第2節 環境施策の分野別のまちの姿	4
第2部 環境施策の展開	14
第1章 分野別施策の展開	15
第1節 低炭素のまちづくり	15
第2節 自然共生のまちづくり	20
第3節 循環のまちづくり	25
第4節 快適で良好な生活環境のまちづくり	31
第2章 分野横断型施策の展開	36
第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり	36
第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり	39
第3節 ふくおかから九州・アジアへ	43
第3部 計画の推進	45
第1節 推進体制	45
第2節 指標による進行管理	46

計画策定の趣旨

福岡市環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定めるものとして、「福岡市環境基本条例（平成8年福岡市条例第41号）」に基づいて策定するものです。

現行の第二次計画は、ごみ処理量の増加や温室効果ガスであるCO₂の増加、自動車交通に起因する大気汚染や騒音問題、博多湾の水質などの課題に対応するため、2006(平成18)年7月に策定されました。

第二次計画策定以降、「新・循環のまちふくおか基本計画（第四次一般廃棄物処理基本計画）」や「生物多様性ふくおか戦略」、さらには、超長期の本市のあるべき環境都市像をデザインした「福岡市新世代環境都市ビジョン」の策定により、環境施策の基本的枠組みを充実させるとともに、市民・事業者・行政が一体となって、環境の保全・創造に向けた様々な取組みを行ってきました。

その結果、ごみ減量やリサイクルの推進、自動車部門でのCO₂削減などについては一定の成果がありました。一方で、家庭・業務部門をはじめとしたCO₂のさらなる削減や、博多湾の水質改善、生物多様性の保全など、各分野において、一定の進展はあるものの引き続き解決すべき課題も残されています。

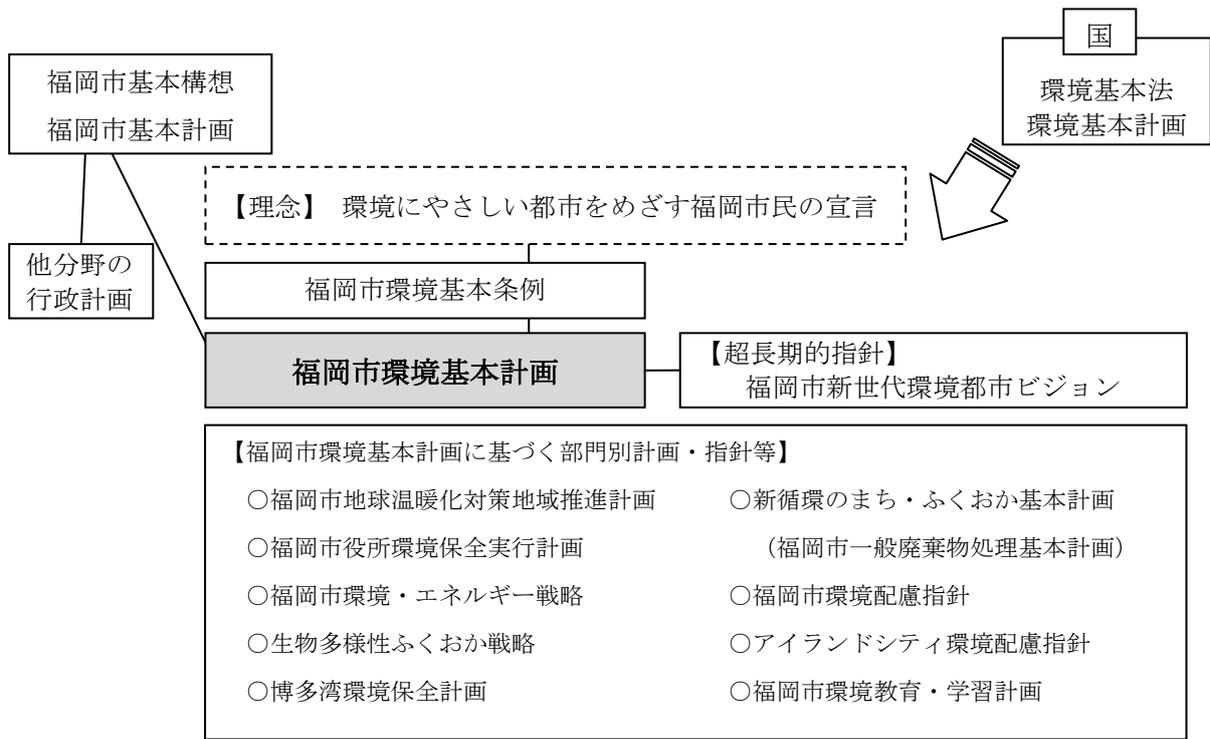
さらに、地球温暖化の進行と気候変動がもたらす豪雨の頻発など異常気象の増加や、生物多様性の喪失、再生可能エネルギーに関する意識の変化、黄砂や微小粒子状物質（PM2.5）などの越境大気汚染物質に対する不安の高まりなど、環境問題に対する市民の関心はますます高まっており、従来の環境政策のあり方に大きな変化が求められています。

以上を踏まえ、現在の環境の状況や社会経済状況等の変化に対応するため、環境基本計画（第三次）を策定するものです。

計画の枠組み

位置づけ

本計画は「福岡市環境基本条例」第7条に基づく環境基本計画であると同時に、「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」と並んで、環境分野における部門別計画・指針等の上位計画として位置づけられるものです。



計画の対象地域

本計画は福岡市全域を対象地域としますが、複雑・多様化し、地理的・空間的に広がりをもつ環境問題に適切に対応するため、福岡都市圏や九州・アジアなども視野に入れています。

計画期間

本計画は、21世紀全体を見据えたまちの姿を描きつつ、今後10年間（2024(平成36)年度まで）の取組みの方向性を定めています。

また、今後の社会状況の変化や施策の進捗状況等に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

第1部 環境基本計画がめざすもの

第1節 めざすまちの姿

福岡市は、北に博多湾や玄界灘，南に脊振・三郡山系など海と山に囲まれ，これらを多々良川や室見川など幾筋もの川がつなぐ，豊かな自然に恵まれたまちです。

この恵まれた自然の中で，アジアをはじめ世界中から様々な人や物が行き交う，賑わいと活気あふれる都市として栄え，文化を築き上げてきました。

しかしながら，都市の発展とともに，利便性と物質的な豊かさを求めて資源やエネルギーを消費してきた結果，私たちの日常生活や事業活動は，地球温暖化や大気，水質等の汚染といった，環境への負荷をもたらしました。

私たちの健やかで快適な暮らしや文化は，先人から受け継いだ豊かな環境がもたらす恵みのもとに成り立っており，私たちは，この豊かな環境を大切に守り育て，将来の世代へ引き継いでいく責務があります。

この責務を果たすため，市民・事業者・行政などあらゆる主体が，地域や学校，職場などあらゆる場面において協力・連携し，環境への負荷の低減に努めなければなりません。

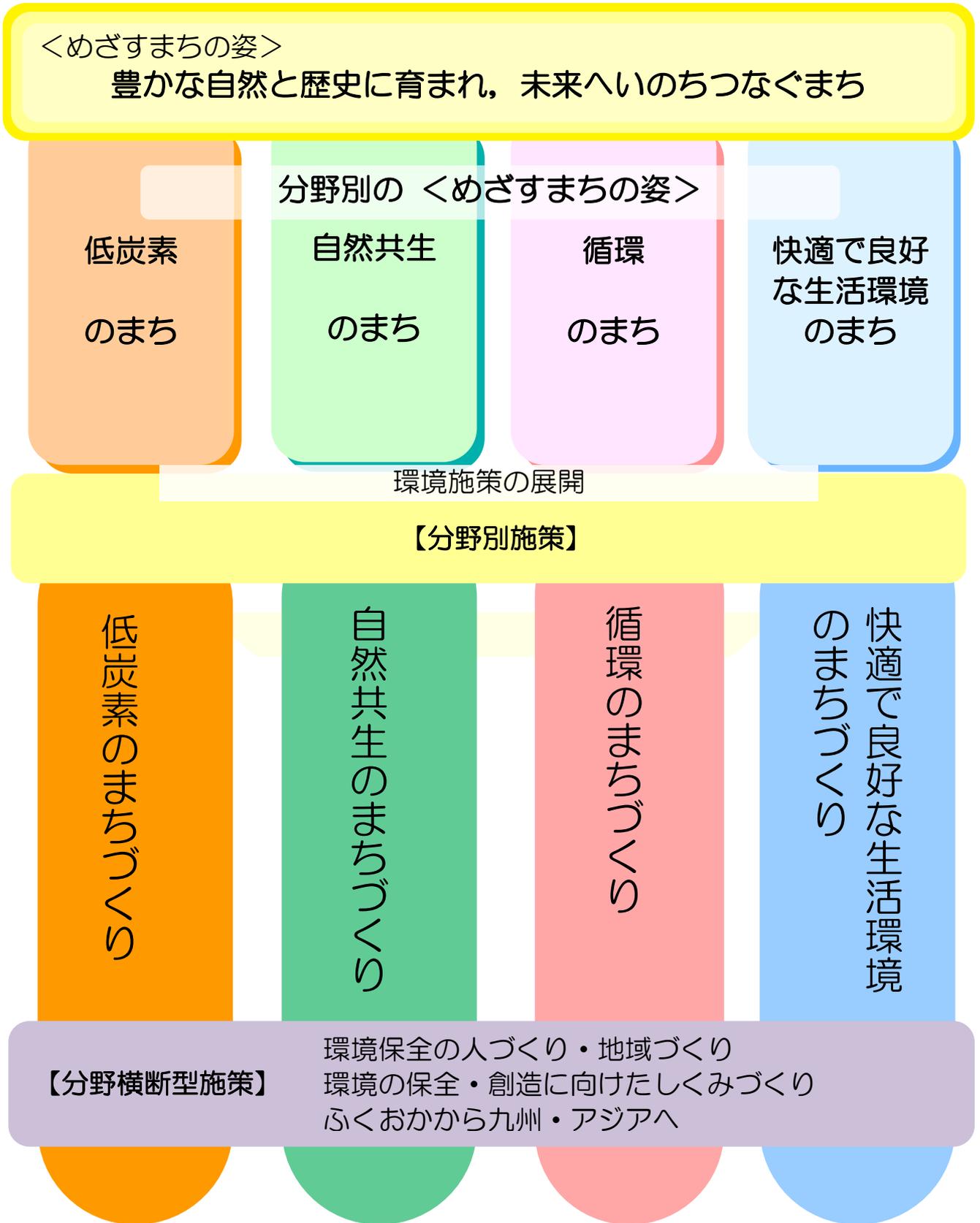
これらを踏まえ，私たちは，豊かな自然と人びとが調和し，持続的な発展が可能なまちの実現に向け，以下の〈めざすまちの姿〉を掲げ，取組みを進めていきます。

〈めざすまちの姿〉

豊かな自然と歴史に育まれ，未来へのちつなぐまち

〈めざすまちの姿〉の実現に向け取組みを進めるにあたり，福岡市の環境施策の方向性を明らかにするため，次節で，「低炭素」，「自然共生」，「循環」，「快適で良好な生活環境」の4つに大別した施策分野ごとに，現状と課題を踏まえ，今後めざす具体的なまちの姿を描きます。

第2節 環境施策の分野別のまちの姿



1. 低炭素のまち

【現状と課題】

2013(平成25)年9月に公表された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」第5次評価報告書第1作業部会報告書(自然科学的根拠)は、人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高く、CO₂の累積排出量と世界平均地上気温の上昇量は、ほぼ比例関係にあり、気候変動を制限するためには、温室効果ガス排出量の大幅かつ持続的な削減が必要となる、と指摘しています。

福岡市では、CO₂排出量のうち、家庭・業務部門が63%(全国では35%)、運輸(自動車)部門が24%(全国では16%)を占めていますが、家庭・業務部門におけるCO₂排出量は高水準で推移しており、市域内における自動車の保有台数も増加傾向にあるため、家庭・業務・自動車の3部門におけるCO₂排出量の削減が課題といえます。「平成24年度 市政に関する意識調査」によると、節電等の環境行動について、88.2%にのぼる市民が東日本大震災後に「変化があった」と回答しており、市民・事業者の省エネへの意識は高まっていますが、震災後の火力発電の稼働率の増加による電力排出原単位の悪化に伴い、温室効果ガスの排出量は増加しているため、市民・事業者の省エネをさらに進めることが重要です。

温室効果ガス排出量の大幅な削減を進めるためには、従来の個人主体の省エネの取組みにとどまらず、地区や街区単位でエネルギーを創り、効率的に使うなどのシステムを持つ低炭素のまちづくりが重要視されています。

低炭素のまちづくりに向けては、太陽光や風力など、CO₂をほとんど排出しない再生可能エネルギー等を効果的に活用することが求められています。福岡市は、太陽光の日射量が比較的安定しているほか、一定の風況や河川水量、バイオマス資源など様々な再生可能エネルギーを有していますが、メガソーラー設置のための広大な土地の確保が困難であるといった課題もあります。さらに、再生可能エネルギーの活用も含めた分散型のエネルギーの導入による災害時や停電時の対策も求められています。

運輸(自動車)部門においては、地下鉄の整備等が進み、公共交通機関による30分圏域も拡大するなど公共交通の利便性は向上しているものの、公共交通利用の割合は横ばいとなっています。そのため、コンパクトな都市構造を活かしつつ、環境負荷の低い公共交通を主軸とした低炭素型交通網の充実を図り、CO₂の排出削減を進めることが重要です。

都心部においては、建替え時期や設備の更新時期を迎えた建築物が多くあるため、この機会を捉え、環境負荷の低い都市のインフラを整備し、低炭素型の地域社会を構築することが求められます。

これらをふまえ、次のとおり<低炭素のまちの姿>を掲げ、取組みを進めていきます。

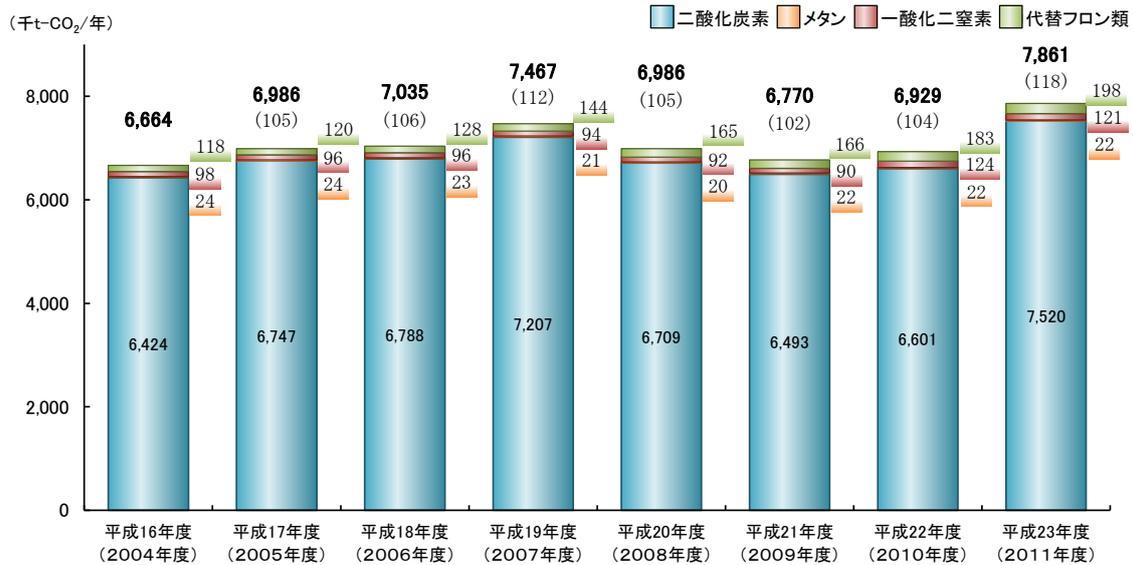
<低炭素のまちの姿>

エネルギーの地産地消が進み、温室効果ガスの排出が抑えられたまち

- **市民・事業者**に日常的な省エネ行動が浸透しています。
 - ・市民はエネルギーを無駄なく上手に使い、省エネ行動が日常生活に浸透しています。
 - ・事業者は省エネ技術を積極的に導入し、エネルギーを効率的に利用することにより、環境負荷を低減しながら活発に事業活動を行っています。
 - ・クリーンな次世代自動車が普及し、また、移動電源としても活用されています。
- **再生可能エネルギーなどの普及が進むとともに、自律分散型のエネルギーシステムが構築され、エネルギーが効率的に利用されています。**
 - ・住宅・建物などに再生可能エネルギーや蓄電池、水素を活用した効率性の高い燃料電池等の分散型エネルギーが導入されています。
 - ・エネルギーを創り、賢く使うことに対する市民や事業者の理解が進み、エネルギーが効率的に使われています。
 - ・災害時や停電時の対策にも寄与するエネルギーの分散化が進んだ安全・安心な生活環境となっています。
- **低炭素型の都市構造と交通システムの整備が進んでいます。**
 - ・都心部や各拠点には、拠点の特性に応じて多様な都市機能が集積し、市民活動の場が提供され、交通基盤のネットワークにより移動の円滑性が確保されたコンパクトな都市が実現しています。
 - ・地域で創られたエネルギーが ICT（情報通信技術）のネットワークにより相互に融通され、市民のライフスタイルにあった各種サービスも提供される質の高い生活環境となっています。
 - ・次世代自動車や公共交通機関を中心とする低炭素型交通システムが構築され、利用されています。

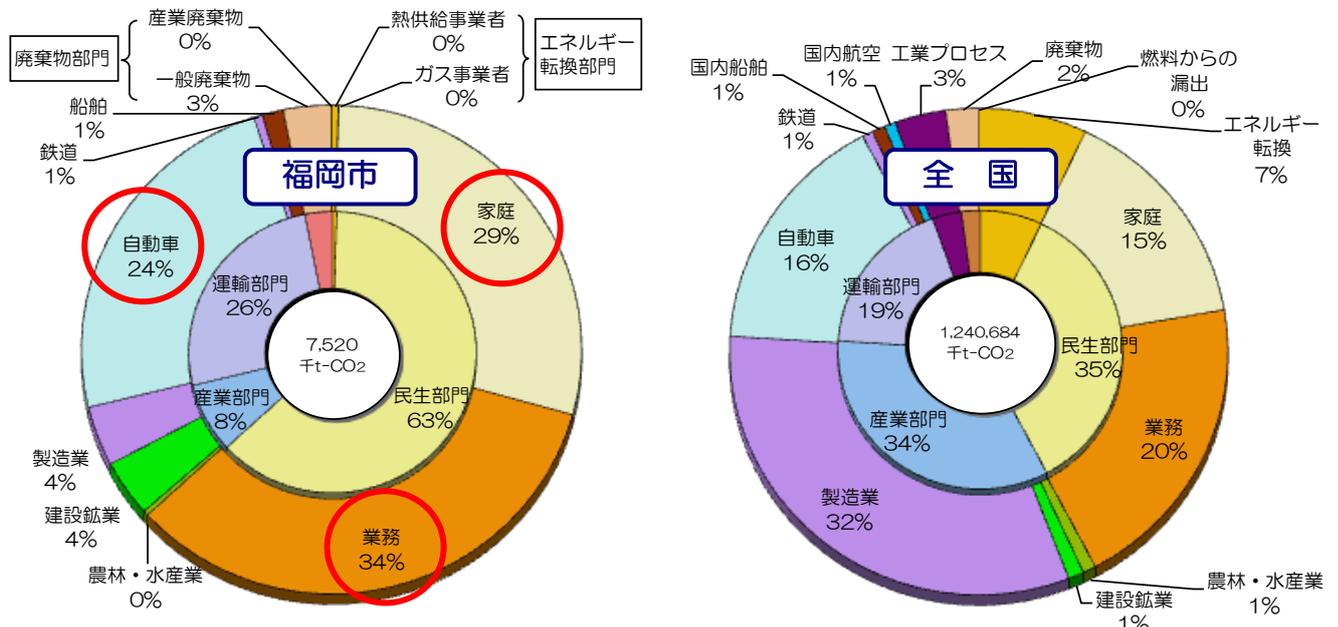
○温室効果ガス総排出量の推移

()内の数値は2004年度を100としたときの指数
 ※四捨五入の関係のため、排出量の内訳と総量が必ずしも一致しない場合がある



福岡市における 2011 (平成 23) 年度の温室効果ガス排出量は、基準年度 (2004 (平成 16) 年度) と比べおおよそ 18% (約 1,197 千 t-CO₂) 増加しています。

○CO₂排出量の部門別内訳 (2011 (平成 23) 年度)



***部門別の主な対象**

- エネルギー転換：ガス、熱供給事業
- 家庭：一般家庭
- 業務：事業所、店舗、学校等
- 製造業：工場等
- 自動車：乗用車、バス、トラック等
- 鉄道：旅客鉄道、貨物鉄道
- 船舶：国内船舶
- 廃棄物：一般廃棄物、産業廃棄物

- 福岡市における CO₂ 排出割合は、家庭部門が約 29%、業務部門が約 34%、運輸（自動車）部門が約 24%と、これら 3 部門で約 87% を占めます（全国は約 51%）。
- 産業、エネルギー転換及び廃棄物部門は合わせて約 11% にとどまります（全国は約 43%）。

○福岡市における各エネルギー賦存量・利用可能量の比較と、福岡市の世帯当たりの年間消費電力量

種類	賦存量		利用可能量	
	熱利用	発電利用	熱利用	発電利用
	(TJ/年)	(GWh/年)	(TJ/年)	(GWh/年)
太陽光		48,467		11,943
風力		10,472		4,634
バイオマス	5,683	400	1,291	94
ごみ(焼却分)*	1,611	345	16	221
小水力		460		6
合計	7,294	60,144	1,307	16,898

出典)「緑の分権改革」推進事業委託業務報告書(福岡市、平成23年3月)、ごみ(焼却分)を追記

*排熱エネルギーの賦存量・利用可能量は本資料の独自計算によるもので、燃料となるごみ焼却分はバイオマスとしても扱われているため、合計値はダブルカウントになっており注意が必要である。

*バイオマスの賦存量は燃料を熱利用と発電利用にそれぞれ100%利用した場合の値であり、一方ごみ焼却分は、熱利用と発電利用それぞれの利用率を考慮した値となっている。

2. 自然共生のまち

【現状と課題】

福岡市は豊かな自然に恵まれ、脊振山のような森林生態系、室見川・那珂川・多々良川などの河川生態系、それら河川沿いに残る農地生態系、玄海灘や博多湾などの海洋生態系、それらに沿って形成する干潟や砂浜などの沿岸生態系など、多種多様な生態系を有しており、カブトガニやクロツラヘラサギなどをはじめ、貴重・希少な野生生物や植物群落も確認されています。

また、博多湾で採れる魚介類や市内で生産される農産物は、食生活を豊かにし、潮干狩りやバードウォッチングなどの自然体験は、豊かな感性を育んでいます。

しかし、都市化によって、農地や森林、博多湾では砂浜などの自然海岸が減少するとともに、多様な生物の生息地である里地里山などにおいては、管理の担い手不足など、自然に対する人間の働きかけが減ったことにより、二次的な自然環境の質（植生等の質）が変化しています。また、外来生物（移入種）による地域固有の生物相や生態系への影響もみられます。さらには、地球温暖化も生態系の変化をもたらす重要な要因の一つと考えられており、博多湾の水温上昇による水生生物への影響などが危惧されています。

このような中、福岡市ではカブトガニが減少するなど、貴重・希少種及び身近な生物の生息環境が悪化し、生物多様性の損失が継続しています。

これらのことから、生物多様性の保全・回復に取り組み続けるとともに、日々の暮らしの中で生物の生息・生育空間を再生・創出し、自然からの恵みを持続的に利用していくことが求められています。

これらをふまえ、次のとおり〈自然共生のまちの姿〉を掲げ、取り組みを進めていきます。

〈自然共生のまちの姿〉

豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐまち

○ ふくおかの多様な生き物や自然環境が保全・再生されています。

- ・海洋、島しょ、干潟、平野、丘陵、山地、河川など、ふくおかの多様な生息環境を守るとともに、中心市街地や港湾地域において、公園や緑地の整備等を行い、山、川、平野、海のつながりが確保されています。
- ・動物、水生生物、植物などふくおかの貴重な生き物を守り、豊かな生物相が回復しています。

○ 人びとが、自然からの恵みを持続的に利用しながら暮らしています。

- ・日々の暮らしの中で、生きものとふれあい、身近な緑を体感することができる、潤いのあるまちづくりが進んでいます。
- ・ふくおかの生物多様性に育まれてきた文化が承継されるとともに、新たな文化が創造されています。

○ 生物多様性の重要性への理解が浸透し、その保全や持続可能な利用のために、市民・事業者が一体となって取り組んでいます。

- ・ふくおかの魅力が生物多様性の恵みに支えられていることを理解し、その保全の重要性を認識し、行動しています。
- ・ふくおかの生物多様性を支える多様な主体・地域のネットワークが構築されています。

3. 循環のまち

【現状と課題】

わが国では、全国各地での最終処分場の逼迫や世界的な資源の枯渇などを背景にした循環型社会形成推進基本法等の制定により、ごみの発生を抑制し、排出されたごみについてもできるだけ活用して環境への負荷を低減させる循環型社会への転換が進みつつありますが、特に発生抑制・再使用についてさらなる取組みが求められています。

福岡市においては、家庭ごみ処理量については、2005(平成17)年度の家ごみ有料化後、2010(平成22)年度までは一貫して減少していましたが、2011(平成23)年度からは微増となっています。また、事業系ごみ処理量は、2011(平成23)年度までは減少していましたが、2012(平成24)年度は横ばいとなっています。

今後も人口増加が予測される中で、市民・事業者・行政が、公平な役割分担のもと、ごみの量を減らし、資源を繰り返し使う循環のまちをつくっていかねばなりません。そのためには、リサイクルだけでなく、ごみの発生抑制や再使用を市民・事業者に浸透させ、行動につなげていくこと、事業系ごみについては紙類や食品廃棄物など資源化が十分に進んでいないことから、事業系ごみの資源化に重点的に取り組む必要があります。

このような取組みを行った上でも排出されるごみの適正処理を図るため、不法投棄防止や資源物持ち去り防止といった課題への対応が求められています。また、ごみ処理施設における適正処理体制を確保し、施設の効率的な運用により、コスト削減を図ることが課題です。

さらに、地形的に水資源に恵まれない福岡市においては、水の確保、安定供給を図るための様々な取組み、節水意識の啓発・広報などを幅広く行い、市民・事業者・行政が一体となって、引き続き、節水型都市づくりに取り組んで行く必要があります。

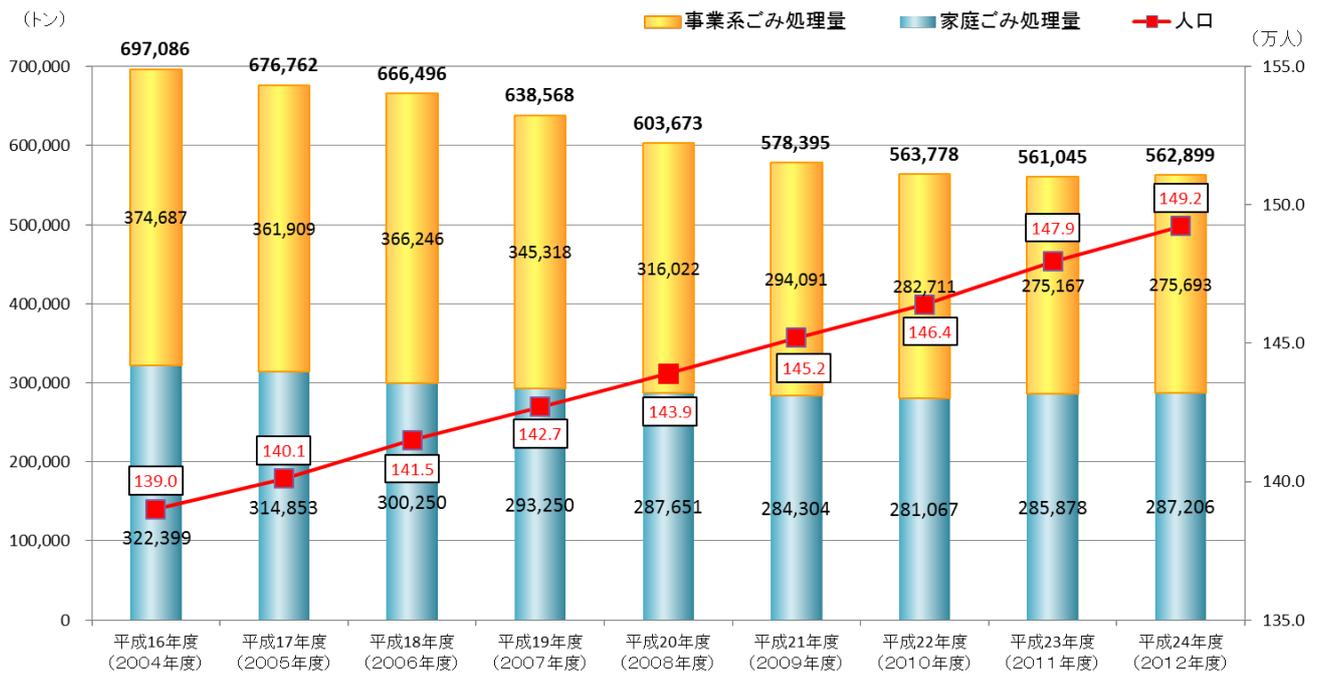
これらを踏まえ、次のとおり<循環のまちの姿>を掲げ、取組みを進めていきます。

<循環のまちの姿>

廃棄物等の発生が抑制され、資源が循環利用されるまち

- “ものを大切に”精神・文化が浸透し、次世代に受け継がれています。
 - ・環境に配慮し、必要なものを必要なだけ購入するといった消費行動が定着しています。
 - ・ものを大切に使い、発生するごみの量が少なく抑えられています。
- 資源が地域で循環・有効利用されるしくみが機能しています。
 - ・レアメタルなどの有用資源が国内で再生利用されるしくみが確立しています。
 - ・民間事業者による資源化ルートや地産地消の地域循環圏が形成されています。
 - ・人びとが資源を地域で循環・有効利用しています。
- 市民・事業者の高い節水意識のもと、水資源が有効に利用されています。
 - ・市民・事業者が水を大切に使い、健全な水循環が実現しています。
 - ・下水道処理水や雨水も含め、貴重な水資源が有効に利用されています。

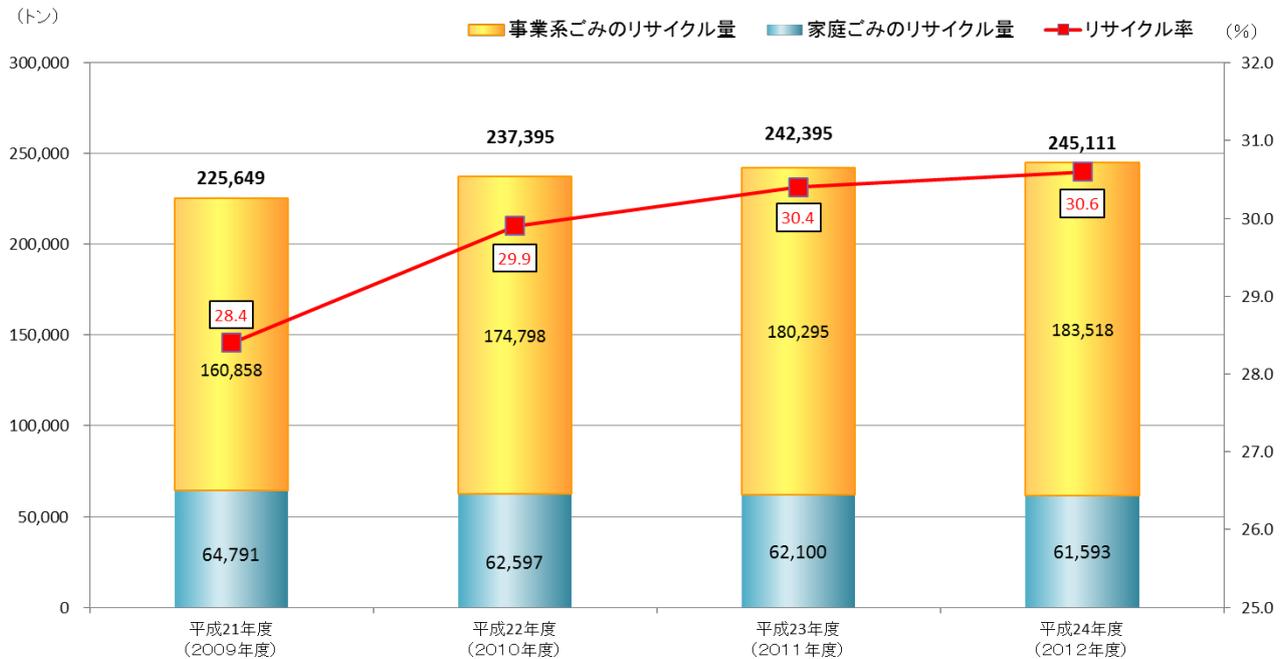
○ごみ処理量と人口の推移



ごみ処理量は、2004(平成16)年度から平成23年度までは減少していましたが、近年は微増となっています。市民1人1日あたりのごみ処理量が横ばいであるものの、人口が毎年約1%増加しています。

○ごみのリサイクル量と率の推移

※平成21年度からのごみのリサイクル量と率については、「新循環のまち・ふくおか基本計画」のもと、新たに把握できた小規模事業者等の古紙回収量を加算して算出している。



4. 快適で良好な生活環境のまち

【現状と課題】

快適で良好な生活環境を実現するためには、大気、水質、騒音、振動、土壌などの環境基準を達成するとともに、気候変動適応のための取組みや、豊かな自然と悠久の歴史に培われた魅力ある景観を活かした美しいまちづくりを進める必要があります。

大気環境については、自動車交通に起因する影響は改善されてきていますが、光化学オキシダントなどの環境基準は達成できていません。また、近年、黄砂や微小粒子状物質（PM2.5）などの越境大気汚染物質に対する健康への影響が懸念されています。

さらに今後、吹付けアスベストなどの使用建築物が経年劣化し、解体等工事の増加が見込まれるため、建築物のアスベスト除去の推進やアスベスト飛散防止対策の強化が求められます。

自動車交通騒音や水質汚濁については、全体的には改善傾向にありますが、一部で環境基準を達成できていません。有害物質による土壌や地下水の汚染といった課題についても、事業者への指導等により対応していく必要があります。

また、近年では、2012(平成24)年度の九州北部豪雨など、地球温暖化・気候変動が原因と見られる激甚災害が発生しています。また、極端な気温の上昇やヒートアイランド現象などによる熱中症患者の増加も懸念されています。地球温暖化の緩和策とあわせ、気候変動に適応した取組みも並行して行うことが重要です。

緑や水辺は、歴史的な建造物などとともに、福岡市の個性ある景観の礎となっているだけでなく、都市の中に潤いややすらぎをもたらす貴重な自然のオープンスペースとして重要な役割を果たしています。しかし、市全域における緑の量は減少傾向にあり、水辺環境についても、博多湾では砂浜などの自然海岸の減少など課題が残されています。

自転車の放置防止や屋外広告対策、空き缶やたばこの散乱防止など、身近な生活環境については、関係条例に基づく取組みによる改善がみられますが、引き続き、マナー向上に向けた取組みを進める必要があります。

これらを踏まえ、次のとおり〈快適で良好な生活環境のまちの姿〉を掲げ、取組みを進めていきます。

<快適で良好な生活環境のまちの姿>

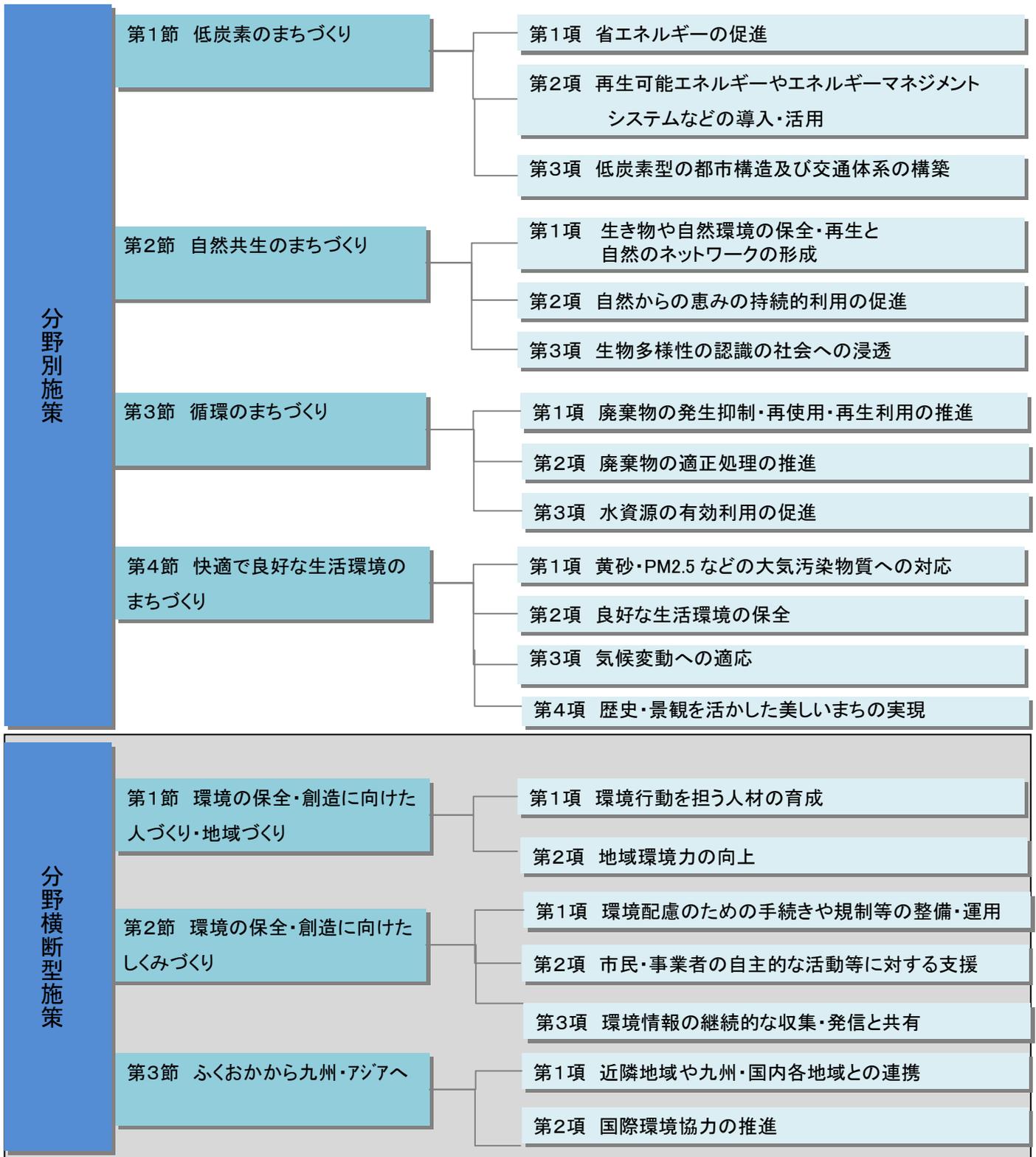
大気汚染や気候変動に伴うリスクが軽減され、歴史やすぐれた景観を活かした快適なまち

- 予測情報の提供や発生源対策等により、黄砂やPM2.5などの大気汚染物質の影響が軽減しています。
 - ・健康影響調査の結果に基づいた予測情報や民間の開発したソフトなどにより、適切な情報提供が行われています。
 - ・黄砂やPM2.5、光化学オキシダントなどの大気汚染物質の発生源対策や研究が進み、大気質における環境基準を超過する日が減っています。
- 気候変動による洪水・熱中症などのリスクへの対策や、ヒートアイランド現象への適応策が構築されています。
 - ・豪雨や大型台風、猛暑など極端な気象現象への対策が充実した、安心して暮らせるまちとなっています。
 - ・緑化をはじめとしたヒートアイランド対策の推進により暑熱感が緩和され、四季を通して快適に過ごせるまちとなっています。
 - ・熱中症の予防・対処法が市民に普及しています。
- 身の回りの生活環境が良好に保たれ、歴史や景観を活かした美しいまちが実現しています。
 - ・水、大気、音環境などの環境基準を達成し維持し、有害化学物質や吹付けアスベストなどの飛散による環境リスクが軽減されています。
 - ・自然や歴史風土と調和した美しい景観が形成され、潤いのある生活環境が実現しています。

第2部 環境施策の展開

第1部で掲げた「めざすまちの姿」の実現に向け、分野別及び分野横断型の施策を組み合わせる展開していきます。

〈施策の体系〉



第1章 分野別施策の展開

本章では、第1部第2節で描いた「低炭素」、「自然共生」、「循環」、「快適で良好な生活環境」の分野ごとに、まちづくりを進めるうえでの「施策の基本的方向」、「主要な施策」、「成果指標」について示します。

第1節 低炭素のまちづくり

「低炭素のまち」を実現するため、①「省エネルギーの促進」、②「再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用」、③「低炭素型の都市構造及び交通体系の構築」に取り組みます。

第1項 省エネルギーの促進

施策の基本的方向

建築物の断熱性能の向上やエネルギー消費効率に優れた機器、電気自動車をはじめとするクリーンな次世代自動車の導入等を促進するとともに、市民・事業者の省エネ行動を支援することにより、環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を進めます。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
省エネ行動の促進	市民・事業者の省エネ行動の支援	省エネナビやHEMS, BEMSなどを導入・活用し、エネルギーの「見える化」を促進することにより、市民や事業者の省エネの取組みを誘導します。 市民・事業者の省エネ型機器への更新の促進を図ります。	環境局) 温暖化対策課
	温室効果ガス排出量の報告や削減目標設定を求める「地球温暖化対策計画書制度」等の導入検討	一定規模以上のエネルギーを使用する事業者等に計画的な温室効果ガスの排出削減等を促すため、地球温暖化対策計画書制度等の導入について検討します。	環境局) 温暖化対策課
		排出量取引等によるカーボンオフセットに取り組む仕組みづくりについて検討します。	環境局) 温暖化対策課 農林水産局) 森林・林政課
	低炭素社会の構築に向けた情報提供等	省エネ講習会などの開催を通じて、市民や事業者に対し、省エネ行動のきっかけとなる事業の実施や最新の情報提供を行い、日常生活や事業活動における省エネの促進を図ります。	環境局) 温暖化対策課
森林の整備・保全と連携した地球温暖化対策	森林によるCO ₂ 吸収量をカーボンオフセット制度に活用します。	農林水産局) 森林・林政課	

施設等における省エネ技術の導入	市有施設等における省エネの推進	「福岡市役所環境保全実行計画」等に基づき、率先して市有施設における省エネルギー化に努めます。 市有施設においてLED照明などの省エネ機器の率先導入を進めます。	環境局) 温暖化対策課
	事業所省エネ技術導入サポート事業（ソフトESCO事業）等の利用促進	事業所省エネ技術導入サポート事業（ソフトESCO事業）等の省エネ対策事業の積極的な利用を事業者へ促し、省エネ技術の導入を支援します。	環境局) 温暖化対策課
次世代自動車の普及・活用	エネルギーの効率が良くクリーンな次世代自動車の普及促進	電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、超小型モビリティなど、温室効果ガスを大幅に減らすことのできる次世代自動車の普及を促進します。 電気自動車用充電器や水素ステーションの設置を促進する等、次世代自動車の利用環境の充実を図ります。	環境局) 温暖化対策課 経済観光文化局) 企業誘致課
	移動電源としての次世代自動車の活用促進	電力供給機能を持つ次世代自動車の災害時などにおける活用方策について検討します。	環境局) エネルギー政策課

成果指標

成果指標	現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
家庭部門における1世帯あたりのエネルギー消費量	30.1 キガジュール (2006～2010 年度平均)	22.1 キガジュール (2024 年度)	市民の省エネ行動の促進による節電効果等を図るための指標として設定。 (福岡市基本計画に掲げる成果指標をもとに設定)
業務部門における延床面積 1㎡あたりのエネルギー消費量	1.08 キガジュール (2006～2010 年度平均)	0.88 キガジュール (2024 年度)	事業者の省エネ行動の促進による節電効果等を図るための指標として設定。 (福岡市基本計画に掲げる成果指標をもとに設定)

※ジュールは、1ワットの電力を1秒間流した時の電力量に相当するエネルギー量のこと。

<1キガジュール (GJ) = 1,000メガジュール (MJ) = 100万キロジュール (kJ) = 10億ジュール (J) >

第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用

施策の基本的方向

再生可能エネルギーなどの導入・活用を促進するとともに、十分に活用されていないエネルギーの活用を図ります。

また、エネルギーを創り賢く使うことに対する市民や事業者の理解と行動を促進します。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
再生可能エネルギー等の導入促進	市有財産等を活用した再生可能エネルギーの率先導入	市有財産である施設や土地、水面などを活用し、再生可能エネルギー等の導入を進めます。さらに、導入事例の積極的な情報発信など、民間施設等への波及を図ります。	環境局) エネルギー政策課
	市民や事業者による再生可能エネルギー等の導入促進	住宅やビルなどへの再生可能エネルギーや燃料電池等の導入を促進します。	環境局) エネルギー政策課
	福岡の特性を活かした新たな都市型再生可能エネルギー等の活用	小規模水力や風力、バイオマス、未利用熱などのエネルギーの活用を図ります。また、多様な方法で製造でき貯蔵等が可能な水素の今後の活用を促進します。	環境局) エネルギー政策課(各局)
	避難所などにおける再生可能エネルギー等の導入促進	避難所などを中心に、災害等を起因とする停電時などの非常時にも活用できる再生可能エネルギー等の導入を促進します。	環境局) エネルギー政策課
エネルギーマネジメントシステムの導入促進	住宅用エネルギーシステムの導入促進	太陽光発電システムや蓄電池等の導入誘導支援策等と併せて HEMS 等を導入することにより、住宅のスマート化を促進するとともに、ビル等の建築物へ BEMS を導入し、エネルギーの効率的な利用を促します。	環境局) エネルギー政策課

成果指標

成果指標	現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
再生可能エネルギーの設備導入量	11万1千kW (2012年度)	30万kW (2024年度)	再生可能エネルギー等の導入促進の成果を図るための指標として設定。

第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

施策の基本的方向

拠点への都市機能の集積などによるコンパクトな都市構造への転換を図るとともに、建物更新などの機会を捉え、再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステム等を面的に導入するなど、質の高い多様な都市活動を支えるエネルギーの効率化を図ります。

また、コンパクトな都市を快適・便利に移動できる低炭素型の交通体系の形成を促進します。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
持続可能な低炭素型都市構造の構築	地域特性を活かしたスマートコミュニティの形成促進	アイランドシティでモデル的に行っているスマートコミュニティ創造事業を進め、その効果もふまえて、産学官の連携を図りながら、全市的な展開を検討します。	環境局) エネルギー政策課
	地域冷暖房の普及促進	供給地域全体でエネルギーを効率的に利用する地域冷暖房の普及を促進します。	環境局) 温暖化対策課 エネルギー政策課
公共交通を主軸とした総合交通体系づくりの推進	公共交通幹線軸の強化	地下鉄七隈線の延伸事業を推進するとともに、バス専用レーン等の走行環境向上による基幹的なバス交通軸を検討するなど、都心部等における低炭素型交通網の充実を図ります。	住宅都市局) 交通計画課 交通局) 計画課
		鉄軌道などの公共交通機関のネットワーク強化及び利用促進のため、地下鉄箱崎線と西鉄貝塚線との直通運転化に向けた調査・検討を行います。	住宅都市局) 交通計画課 交通局) 経営企画課
	公共交通の利便性向上と利用促進	効果的なパークアンドライドの推進や、公共交通の乗り場案内や情報通信技術を活用した運行情報等の情報提供の充実強化などを行うとともに、自動車から公共交通や自転車利用などに自発的な行動の変化を促すモビリティマネジメントを推進します。	住宅都市局) 公共交通推進課
		エリアマネジメント団体等と共働した交通施策を推進します。	
道路交通の円滑化	幹線道路の整備推進による放射環状ネットワークを形成し、交通流の円滑化を推進します。	住宅都市局) 交通計画課 道路下水道局) 道路計画課	
	西鉄天神大牟田線連続立体交差事業を推進するなど、踏切における渋滞解消等を図ります。	住宅都市局) 交通計画課 道路下水道局) 道路計画課 雑餉隈連続立体交差課	
自転車で移動しやすい交通環境づくり	自転車通行空間の整備や使いやすい駐輪場を確保するなど、自転車利用環境の向上を図ります。	道路下水道局) 自転車課	
環境に配慮した自動車の普及促進	電気や燃料電池等を活用した次世代自動車・バスの普及促進	環境局) 温暖化対策課 住宅都市局) 交通計画課	

分類	施策名	施策内容	関係課
	港湾活動における環境負荷の低減と低炭素物流ネットワークの構築	港湾荷役施設の省エネ化，物流情報システムの活用等による物流の効率化，船舶への陸上電力供給など，港湾活動における環境負荷の低減を進めます。	港湾局) 港営課
		アジア諸国に近いという地理的優位性と，陸（鉄道・高速道路）・海（港湾）・空（空港）の交通結節点が 10km 以内に集積している利便性を活かし，RORO ターミナルの整備など環境負荷軽減につながる最適物流の促進を図ります	港湾局) 計画課

成果指標

成果指標	現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
1日あたりの鉄道・バス乗車人員	112万1千人 (2012年度)	120万人 (2022年度※)	公共交通機関の利用促進の成果を図る指標として設定。 (福岡市基本計画に掲げる成果指標)
公共交通の便利さへの評価	77.4% (2012年度)	現状維持 (80%程度を維持) (2022年度※)	公共交通機関の利便性向上の成果を図る指標として設定。 (福岡市基本計画に掲げる成果指標)
都心部への自動車の流入台数	90,445台/12h (2012年度)	87,000台/12h (2022年度※)	都心部における公共交通機関利用促進の成果を図る指標として設定。 (福岡市都市交通基本計画(改定中)に掲げる成果指標)

※本計画の目標年度が 2024 (平成 36) 年度であるため，関連計画等の点検・見直しと合わせ，指標項目・目標値の再設定を検討する。

第2節 自然共生のまちづくり

「自然共生のまち」を実現するため、①「生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成」、②「自然からの恵みの持続的利用の促進」、③「生物多様性の認識の社会への浸透」に取り組みます。

第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成

施策の基本的方向

海洋、島しょ、干潟、平野、丘陵、山地、河川など、福岡市の多様な生物の生息環境を守るとともに、中心市街地や港湾地域においては、再生・復元を行い、山、川、平野、海のつながりを確保します。

また、動物、水生生物、植物などふくおかの貴重な生き物を守り、豊かな生物相の回復を目指します

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
多様な生き物の生息環境の保全	博多湾の保全	漁場や生物の生息環境にも配慮し、博多湾の富栄養化の原因となるリンに加え、窒素も同時に除去する下水の高度処理の導入を進めます。	道路下水道局) 下水道計画課 河川計画課
		多自然護岸を整備するとともに、漂着ごみを含む海面及び海岸の清掃、アオサの回収などを進めます。 また、海底ごみを回収することにより、漁場環境の保全に努めます。	環境局) 循環型社会計画課 農林水産局) 水産振興課 港湾局) 維持課ほか
		博多湾の底質の改善、生物による浄化方法など多様な水質保全対策について調査・検討を行うとともに、漁場整備や藻場の保全再生などに取り組みます。	環境局) 環境調整課 港湾局) 環境対策課 農林水産局) 水産振興課
	干潟の保全	和白や今津の貴重な干潟や前面浅海域の保全を図るとともに、海辺の生態系に配慮した養浜やアマモ場等藻場の造成やモニタリングなどにより、干潟などが有する浄化機能を引き出す方策を実施していきます。	環境局) 環境調整課 港湾局) 環境対策課
河川の保全	多自然川づくりにより、多様な生物の生息環境および水質の保全などを図り、自然豊かな河川の形成に取り組みます。	道路下水道局) 河川計画課	
みどりの保全・創出		機能が低下した農地や森林の保全・活用など、身近な生きものの生息環境の保全に取り組みます。	農林水産局) 農業政策課 森林・林政課
		優良農地の適正管理に努めるとともに、耕作放棄地の発生防止や再生に努めます。	農林水産局) 農業政策課
		市街地に残された貴重な樹林地の保全に取り組みます。	住宅都市局) みどり政策課

分類	施策名	施策内容	関係課
生態系ネットワークの形成	市街地における緑や水の生態系ネットワークの形成	市街地に残された樹林地の保全、公園や自然遊歩道・ビオトープ・市民体験型公園等の整備、公共施設や民有地・建物の緑化の促進、植林活動など、緑の生態系ネットワークの形成に取り組みます。	各局区)
		自然と人が共生するエコパークゾーンや野鳥公園の整備など、海辺の生態系ネットワークの形成に取り組みます。	環境局) 環境調整課 港湾局) 環境対策課 理財課
ふくおかの生き物の保全	自然環境調査	自然環境の保全の基礎資料となる市域の生物の生息状況調査を行い、生き物の保全につなげます。	環境局) 環境調整課
	希少種の保全	天然記念物やその他の希少野生生物等の保護・保全に取り組みます。 開発事業の実施に当たっては、希少種などの生息環境に配慮した事業となるよう誘導します。	環境局) 環境調整課
	外来種による被害の未然防御	外来種に関する調査、啓発、情報発信などに取り組みます。	環境局) 環境調整課

成果指標

成果指標	現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
全市域における緑被面積	18,864ha (2007 年度)	現状維持 (2020 年度※)	多様な生きものの生息環境の場である緑が保全されているかを図る指標として設定。 (福岡市新・緑の基本計画に掲げる成果指標)
農地面積 (農業振興地域の農用地区区域内)	1,559ha (2014 年度)	現状維持 (2023 年度※)	農林業の基盤であり、多面的機能を持つ農地や森林が保全されているかを図る指標として設定。
森林面積	11,054ha (2010 年度)	現状維持 (2024 年度)	
環境基準(博多湾)の達成率	COD 62.5% (2012 年度)	100% (2024 年度)	環境基本法第 16 条第 1 項の環境基準
環境基準(河川水質)の達成率	BOD 100% (2012 年度)	100% (2024 年度)	
カブトガニの卵塊・幼生数	卵塊:12 幼生:63 個体 (2012 年度)	現状維持 (2024 年度)	カブトガニは成長の過程で干潟や沖合などを移動するが、一定の汚染されていない環境のもとでしか生息できないため、多様な生物の生育・生息の場である博多湾の環境を図る指標として設定。

※本計画の目標年度が 2024 (平成 36) 年度であるため、関連計画等の点検・見直しと合わせ、指標項目・目標値の再設定を検討する。

第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進

施策の基本的方向

福岡市の地理的特性を活かし、生物多様性に配慮しながら、安心して暮らせる都市基盤をつくとともに、生物多様性に支えられる文化を継承し、生物多様性の恵みを活かして福岡市の魅力を増進します。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課	
生物多様性に配慮したまちづくり	快適な都市環境の維持・向上の推進	公共事業の計画や実施に当たり、人と自然とのふれあいや生物の生息環境の保全など生物多様性に配慮するとともに、水と緑を活用した風の道の形成など、生物多様性の恵みを活かし、快適な都市環境の創造に努めます。	各局区)	
生物多様性の恵みを活かした安心して暮らせるまちづくり	生物多様性の恵みを活かした災害につよいまちづくり	<p>荒廃森林の間伐等の適切な施業を行うことで森林を健全化し、水源かん養、環境保全等など、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮を図ります。</p> <p>市街地における雨水浸透施設の設置などによる保水機能の向上に取り組みます。</p>	<p>農林水産局) 森林・林政課</p> <p>道路下水道局) 下水道計画課</p>	
		<p>野鳥・昆虫や植物などの観察を行いながら、自然環境を学び、理解を深めてもらうイベントなど、自然公園や里山・里海など、豊かな自然環境を活用した環境教育カリキュラム、各種プログラムの充実などに取り組みます。</p> <p>保水機能を併せ持つ親水性のある水辺空間として、自然共生型ため池を計画的に整備します。また、地域の特性を踏まえ、河川や治水池の環境整備に取り組み、うるおいのある水辺空間を確保します。</p> <p>各区役所と連携し、市民・事業者との共働による花植えや花の日常管理を行い、身近な花や緑があふれるまちづくりを推進します。</p>	<p>農林水産局) 農業政策課 こども未来局) 背振少年自然の家 環境局) 環境調整課</p> <p>農林水産局) 農業施設課 道路下水道局) 河川計画課</p> <p>住宅都市局) みどり推進課 各区)</p>	
生物多様性の恵みを活かした福岡市の魅力の増進	生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会の創出	<p>農水産物の安全性確保、高付加価値化などにより、福岡・九州の食のブランド化を図ります。</p> <p>学校給食や官公庁・大学の食堂等への市内農水産物の活用や、地場の農水産物を用いた料理教室の開催などにより、地産地消を推進します。</p> <p>農業分野において生物多様性の保全や地球温暖化の防止に貢献するため、環境保全型農業として化学肥料や農薬を低減する取組みを支援します。</p>	<p>農林水産局) 農業振興課 水産振興課</p> <p>農林水産局) 農業振興課 水産振興課</p> <p>農林水産局) 農業振興課</p>	
		<p>生物多様性に支えられる文化の継承</p>	<p>生物多様性に支えられるふくおか固有の風景や、そこから生み出された伝統文化・伝統食・歴史資源などを普及・継承します。</p>	<p>環境局) 環境調整課</p>
		<p>生物多様性に支えられる文化の継承</p>		

成果指標

成果指標	現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
身近な緑への満足度	31.6% (2012 年度)	55% (2022 年度※)	市民が身近な地域においてどれだけ「緑が豊かである」と感じているかを図る指標として設定。 (福岡市基本計画に掲げる成果指標)
地域の公園の親しみ度	57.7% (2012 年度)	75% (2020 年度※)	地域の公園が、生物多様性を活かしたふれあいの場として市民の満足を得ているかを図る指標として設定。 (福岡市新・緑の基本計画に掲げる成果指標)
福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思う市民の割合	75.2% (2012 年度)	85% (2022 年度※)	生物多様性の恵みを活かした農水産物の積極的な活用に向けた取組みの成果を図る指標として設定。 (福岡市基本計画に掲げる成果指標)
学校給食への市内産農産物利用割合(野菜)	11.30% (2012 年度)	15.0% (2016 年度※)	生物多様性の恵みを活かした農水産物の積極的な活用に向けた取組みの成果を図る指標として設定。 (福岡市農林業総合計画に掲げる成果指標)
背振少年自然の家 延利用者数	28,737 人 (2012 年度)	30,000 人 (2024 年度)	生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会として各施設がどの程度利用されているかを図る指標として設定。
農林業ふれあい施設 年間利用者数 ・油山市民の森 ・油山牧場 ・花畑園芸公園 ・市民リフレッシュ農園 (今津・立花寺)	872,920 人/年 (2013 年度)	898,000 人/年 (2016 年度※)	生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会として各施設がどの程度利用されているかを図る指標として設定。 (福岡市農林業総合計画に掲げる成果指標)
海づり公園利用者数	69,719 人/年 (2012 年度)	72,000 人/年 (2024 年度)	生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会として各施設がどの程度利用されているかを図る指標として設定。

※本計画の目標年度が 2024 (平成 36) 年度であるため、関連計画等の点検・見直しと合わせ、指標項目・目標値の再設定を検討する。

第3項 生物多様性の認識の社会への浸透

施策の基本的方向

市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう生物多様性を広く社会に浸透させるとともに、市の各施策においても生物多様性の考え方を反映させていきます。

また、ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域との協力関係を構築し、連携した取組みを推進します。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
生物多様性の社会への浸透	市民への生物多様性の認識の理解促進	自然環境や主要な生態系構造などに関する調査、各種メディアを用いた積極的な情報発信・共有などに取り組みます。	環境局) 環境調整課
		野鳥公園を活用した環境教育や体験学習、環境教育・体験学習プログラムの充実、農林水産業における学習機会の提供などに取り組みます。	環境局) 環境調整課 農林水産局) 各課
		市の各行政分野における計画や市が行う施策、取組み等において、生物多様性の考え方を反映させていきます。	各局区)
生物多様性を支えるネットワークを構築	多様な主体参画の促進、支援	多様な主体の参加による環境活動の推進、産学官などの知の結集による産業創出、生産者と消費者の顔のみえる関係づくりなどに取り組みます。	環境局) 環境調整課
	国内外の交流の推進、情報ネットワークの構築	生物多様性への知識・関心を高めるため、NPO・行政・企業の共働、国際交流、環境情報ネットワークの構築などに取り組みます	環境局) 環境調整課

成果指標

成果指標	現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合	14.7% (2012 年度)	35.0% (2024 年度)	生物多様性の社会への浸透の度合いを測る指標として設定。 (福岡市基本計画に掲げる成果指標をもとに設定)

第3節 循環のまちづくり

「循環のまち」を実現するため、①「廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進」、②「廃棄物の適正処理の推進」、③「水資源の有効利用の促進」に取り組みます。

第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

施策の基本的方向

特に発生抑制、再使用に重点をおいたごみ減量の推進を図るとともに、事業系ごみのリサイクルシステム構築により資源化の促進を図るなど、さらなるごみ減量・リサイクルの取組みにより、循環型社会の構築を目指します。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
発生抑制・再使用に重点を置いたごみ減量の啓発・情報発信	様々な媒体等を活用した情報発信	様々な媒体や啓発施設を活用し、ごみ減量・リサイクルに関する情報を発信します。特に、簡単に取り組むことができる発生抑制・再使用の具体的な事例などを、対象者の特性に合わせ幅広く普及・啓発します。事業者に対しては、製造・流通・販売の各段階での排出抑制、資源化の実施に向けて、啓発・指導を行います。	環境局) 循環型社会 計画課 資源循環推 進課
	環境教育・学習機会の提供	出前講座や地域・事業者が発生抑制・再使用・再生利用に取り組む際の中心的役割を担うリーダーの養成講座等を実施するとともに、3Rステーション等の啓発施設を活用し総合的な環境教育・学習の機会を提供します。	環境局) 循環型社会 計画課 資源循環推 進課
	ごみの分別等に関する啓発・指導	市民・事業者の連携のもとにマイバッグ持参や簡易包装などの発生抑制の行動を推進し、古紙など資源物については、地域集団回収や回収拠点等の活用を促します。また、ごみを定期収集に出す際の生ごみの水切りや適正な分別・排出の徹底を啓発・指導します。	環境局) 循環型社会 計画課 資源循環推 進課
家庭におけるリサイクルの促進	地域における資源物回収の促進	地域集団回収や地域での資源物回収の拠点となる紙リサイクルボックス、校区紙リサイクルステーション及び民間協力店等での資源物の回収を進めます。	環境局) 資源循環推 進課
	有用金属のリサイクルによる資源確保	国内における資源循環の確保に資するため、レアメタル等の有用金属の効率的な回収システムを構築します。	環境局) 資源循環推 進課
事業所等におけるごみ減量・リサイクルの促進	事業系食品廃棄物の資源化促進	ごみの組成の中で大きな割合を占め、さらなる資源化の余地が残されている食品廃棄物については、市域内外のリサイクル施設の活用など循環型社会ビジネスの振興も視野に、排出事業者、資源化事業者の自主的・主体的な資源化の取組みを支援・促進します。	環境局) 資源循環推 進課
	事業系古紙回収の推進	関係業界団体の協力のもと実施している「事業系古紙回収推進事業」の普及拡大を図るとともに新たな資源化ルート構築を推進します。	環境局) 資源循環推 進課

	紙おむつリサイクルの事業化支援	高齢化の進展に伴い、医療機関や介護・福祉施設等から多量に排出されることが見込まれる紙おむつについては、民間事業者による資源化の取組みを支援します。	環境局) 資源循環推進課
	一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底	一定の延べ床面積を超える事業用建築物の所有者等については、引き続きごみ減量に関する計画書の提出などを求め、減量化指導を行うほか、その他の事業用建築物所有者に対しても、資源化・適正処理に向けた指導や支援を行います。また、自己搬入ごみ事前受付センター業務との連携により、排出事業者への指導を徹底します。	環境局) 資源循環推進課 管理課
経済的手法によるごみ減量・リサイクルの推進	ごみ減量・リサイクルの推進に向けた基金の活用	家庭ごみの有料化を契機として創設した「環境市民ファンド」や、「事業系ごみ資源化推進ファンド」を活用し、地域集団回収等報奨制度による資源物回収の支援など、ごみ減量の取組みを促進します。	環境局) 政策経営課 資源循環推進課
	家庭ごみの有料制の継続	ごみの排出者としての役割を明確にするとともに、負担の公平性を確保し、一人ひとりがごみ減量・リサイクルの行動を起こすきっかけをつくるために導入した家庭ごみの有料制を継続します。	環境局) 循環型社会計画課
	事業系ごみの処理手数料の徴収	事業系ごみの処理手数料を徴収することにより、排出者の自己処理責任の明確化、負担の公平性の確保及びごみ減量・リサイクルへの誘導を図ります。	環境局) 循環型社会計画課
各種リサイクル法の推進	各種リサイクル法の推進	食品リサイクル法や小型家電リサイクル法など各種リサイクル法の趣旨に則り、ごみ減量・リサイクルを推進します。	環境局) 資源循環推進課

成果指標

成果指標	現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
ごみ処理量	56.3 万t (2012 年度)	47 万t (2024 年度)	ごみ減量の効果を図る指標としてごみ処理量を設定するとともに、排出されたごみを資源として有効活用する指標として、ごみのリサイクル率を設定。
ごみのリサイクル率	30.6% (2012 年度)	37% (2024 年度)	(福岡市基本計画に掲げる成果指標をもとに設定)

第2項 廃棄物の適正処理の推進

施策の基本的方向

処理の優先順位に基づいて発生抑制・再使用・再生利用の取組みを行った上でも排出されるごみについては、効率的な収集運搬体制やごみ処理施設の運営により、適正に処理します。また、不法投棄防止や資源物の持ち去り防止対策に取り組み、適正処理を確保します。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
収集運搬体制の整備	収集運搬の区分及び体制	作業体制・器材等の工夫・見直しなどにより、効率的な収集運搬体制を確保します。また、資源物の適正な分別を誘導します。	環境局) 収集管理課
	資源物の持ち去り防止対策	市民の安全・安心なごみ出し環境を確保するとともに、地域集団回収の円滑な実施を推進するため、持ち去り行為を禁止する条例の施行、パトロール実施など、家庭ごみ及び資源物の持ち去り行為の防止に取り組みます。	環境局) 収集管理課 資源循環推進課
ごみ処理施設の維持・運用	ごみ処理施設の適切な維持・運転・整備とアセットマネジメントを活用した既存施設の効率的運用	環境に配慮した運転管理を行うとともに、定期的に点検・整備を行うことにより、安定的・計画的なごみ処理を行います。 資源ごみの排除・分別の徹底など、搬入物の適正搬入を推進することにより、搬入物の最小化及び資源化を図ります。 処理能力の維持対策等により、施設の機能低下を抑えるとともに、コスト縮減を図りつつ、既存施設の延命化など効率的運用を図ります。	環境局) 管理課 工場整備課
	埋立処分の体制	収集運搬の効率化や、地震・風水害等の災害による緊急事態への対処の観点から、東西2か所の体制を確保します。	環境局) 施設課
	広域連携	福岡市の施設能力を勘案し、近隣市町村との相互協力・連携の観点から、委託契約に基づく搬入受託や相互協定等に基づく、広域連携による適正なごみ処理体制を確保します。 福岡都市圏の市町で構成する福岡都市圏環境行政推進協議会において、相互連携を図り、循環型社会の形成に向けた効率的・効果的な環境行政を進めます。	環境局) 政策経営課 管理課
適正な廃棄・処理の徹底	産業廃棄物対策	排出事業者及び処理業者に対する立入指導や産業廃棄物に関する情報提供などを継続的に行うことにより、産業廃棄物の発生抑制・再資源化の促進と、適正処理の徹底を図ります。	環境局) 産業廃棄物 指導課
	不法投棄防止対策	頻繁に不法投棄される場所のパトロールやカメラによる監視、地域住民団体の不法投棄防止活動に対する支援、広報啓発を継続するとともに、市民・警察と連携して、不法投棄のさらなる防止に努めます。	環境局) 産業廃棄物 指導課

成果指標

成果指標	現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
不法投棄処理量	87t (2012 年度)	39t (2024 年度)	適正処理の確保のため、不法投棄防止の効果を図る指標として設定。

第3項 水資源の有効利用の促進

施策の基本的方向

健全な水循環を図り、限られた水資源を有効に利用し、節水型のまちづくりに取り組みます。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
健全な水循環	効率的な配水	配水調整システムを整備し、効率的な配水を行います。	水道局) 水管理課
	水の有効利用	計画的な調査や給水管の取替えなどの漏水防止対策により、水の有効利用を図ります。	水道局) 節水推進課 事業調整課
	節水意識の高揚	節水機器の使用奨励や上手な節水方法についての情報提供等に努め、市民・事業者等の節水意識の高揚を図ります	水道局) 総務課
	都市の保水機能の強化	森林や農地など保水能力の高い地域の適正な維持管理を促進するとともに、道路、公園などへの浸透・貯留施設の導入や緑化の推進、ため池の保全などにより、都市の保水機能を高めます。 地下水のかん養機能の保全などを図るため、基盤整備にあたっては、雨水貯留・浸透機能を積極的に導入します。	農林水産局) 農業政策課 森林・林政課 農業施設課 水道局) 流域連携課 道路下水道局) 道路計画課 道路下水道局) 下水道計画課 河川計画課
水資源等の有効活用	下水処理水や雨水等の有効利用	貴重な水資源である下水処理水や雨水を有効に利用します。また、下水汚泥などその他の資源についても積極的な利用を図ります。	道路下水道局) 下水道計画課
	エネルギーの有効利用	水源から浄水場までの高低差を利用した小水力発電や、浄水場などの施設を活用した太陽光発電など、再生可能エネルギーの導入を推進します。また、下水処理の過程で生じたバイオガスから水素を製造するなど有効利用を図ります。	水道局) 技術管理課 道路下水道局) 下水道計画課
広域的な取り組み	水源地域・流域との連携・協力	水源の多くを市外に依存しているため、市外の水源地域・流域との連携・協力を図るとともに、水源かん養林の整備や市民との共働による水源かん養林の保全等の取り組みを実施し、水資源の安定的な確保に努めます。	水道局) 流域連携課
	国際協力の推進	環境にやさしい節水型都市づくりを通じて培ってきた経験やノウハウを活かし、水道・下水道分野において国際協力機構（JICA）等を通じた技術協力を推進します。	総務企画局) 国際部 水道局) 経営企画課 道路下水道局) 下水道経営企画課

成果指標

成果指標	現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
市民 1 人あたり水使用量 (市民一人一日あたりの家事用水使用量)	201 リットル (2012 年度)	現状維持 (2024 年度)	市民の節水意識の維持向上を図る指標として設定。 (福岡市基本計画に掲げる成果指標をもとに設定)

第4節 快適で良好な生活環境のまちづくり

「快適で良好な生活環境のまち」を実現するため、①「黄砂・PM2.5 などの大気汚染物質への対応」、②「良好な生活環境の保全」、③「ヒートアイランド現象の緩和と適応」、④「歴史・景観を活かした美しいまちの実現」に取り組みます。

第1項 黄砂・PM2.5 などの大気汚染物質への対応

施策の基本的方向

黄砂や PM2.5 などの大気汚染物質に対して市民が予防行動をとれるようにするため、国や大学と連携した健康影響調査結果を踏まえ、黄砂や PM2.5 予測情報を多様な媒体でわかりやすく提供します。

大気質における環境基準超過日を減少させるため、黄砂や PM2.5、光化学オキシダントなどの大気汚染物質の常時監視と成分分析結果の研究により発生源を推定し、国だけでなく民間企業やNPO団体等に対して発生源対策の推進を働きかけます。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
情報提供	黄砂・PM2.5 対策の推進	黄砂やPM2.5 に対して市民が予防行動をとれるよう、飛来の予測や行動のめやす等の情報を多様な媒体で市民にわかりやすく提供します。	環境局) 環境保全課
	黄砂・大気汚染物質予測、警報システムの運用	黄砂やPM2.5 の予測精度向上や民間のソフト開発を促進するため、測定データの提供などを進めます。 健康影響調査の結果などを踏まえ、わかりやすい情報の提供を行います。	環境局) 環境保全課 環境科学課
発生源対策	黄砂発生対策の研究	国やNPO団体などと協力して黄砂発生源である砂漠や黄土高原の緑化推進などを研究します。	環境局) 環境保全課 環境科学課
	大気汚染物質発生源対策の推進	大気汚染物質の常時監視や成分分析を進め、発生源を推定することにより、発生源対策の推進を国に働きかけます。 民間企業やNPO団体等による大気汚染物質の発生源対策を支援するための研究を行います。	環境局) 環境保全課 環境科学課
	大気汚染に関する調査・研究	国や県、大学などの研究機関と連携して、複雑な大気汚染の機構解明や大気循環による原因物質の移流などの調査・研究を推進します。	環境局) 環境保全課 環境科学課

成果指標

成果指標	現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
PM2.5 の予測精度	見逃し率 48.1% (2013 年度)	30%以下 (2024 年度)	PM2.5 予測精度向上を図る指標として設定

※「見逃し」は基準超過を予測していなかったが、実際は基準を超過したことを示す。

第2項 良好な生活環境の保全

施策の基本的方向

大気、音、水質などの常時監視を行い、環境基準の達成及び有害化学物質による地下水汚染などの環境リスクの低減に向け、事業者への指導を行うとともに、市民への適切な情報提供を行います。また、吹付けアスベスト(石綿)などの大気への飛散防止のための監視・指導を行います。

さらに、かおりや音、せせらぎといった地域の良好な生活環境の創出や保全に努めます。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
大気環境の保全	大気汚染物質発生源対策の推進	大気汚染防止法に基づく排出規制や自主的取組みなどにより、大気汚染物質の排出削減を図ります。	環境局) 環境保全課
	監視体制の拡充	常時監視システムによる監視体制を充実し大気環境の状況把握に努めるとともに、最新の技術・知見に基づく新たな環境監視へのニーズにも対応していきます。	環境局) 環境保全課
	アスベスト対策	建築物の解体などにおけるアスベスト(石綿)の大気への飛散防止対策の徹底を図ります。また、事故時や震災時に際しては、市民の健康予防の観点から、アスベスト飛散に関する大気環境の把握に努め、適切な措置を講じます。	環境局) 環境保全課
		福岡市のアスベスト対策の基本方針である「福岡市アスベスト対策推進プラン」に基づき、関係局が連携し、建築物のアスベスト除去や解体等工事からの飛散防止、及び情報の一元化・市民への情報発信について対策を推進します。	環境局) 環境保全課 財政局) こども未来局) 保健福祉局) 住宅都市局) 教育委員会)
有害大気汚染物質対策	ベンゼンなどの有害大気汚染物質について調査及び発生源対策を推進します。	環境局) 環境保全課	
	地震をはじめとする災害時も想定して、工場・事業場における有害物質の適正管理を推進します。		
かおり環境の保全	悪臭対策	悪臭防止法及び悪臭対策指導要綱に基づき、工場・事業場などに対して監視指導を行います。	環境局) 環境保全課
		市民からの苦情については、現地状況調査を迅速に行い、必要に応じて法や要綱に基づく測定を行うなどの適正な対応を行います。	環境局) 環境保全課 各区)
音環境の保全	騒音・振動対策	道路騒音・振動などの状況を把握するとともに、騒音規制法及び振動規制法に基づき、工場・事業場などに対し騒音・振動対策の指導を行います。	環境局) 環境保全課
		市民からの苦情については、現地状況調査を迅速に行い、必要に応じて法に基づく測定を行うなどの適正な対応を行います。	環境局) 環境保全課 各区)

分類	施策名	施策内容	関係課
水環境の保全	公共用水域の保全	工場・事業場について、法令等の規定に基づく立入検査等により、排出基準への適合状況等の監視・指導を行います。 地震その他の災害時も想定して、工場・事業場における有害物質の適正管理を推進します。	環境局) 環境保全課
	地下水の保全	水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場における有害物質の地下漏洩の防止などの適正管理を促進します。 地下水の水質調査を実施し、汚染が判明した場合には汚染範囲の特定や原因究明を行うなど、健康被害防止に努めます。	環境局) 環境保全課
土壌汚染対策	土壌汚染対策	水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場における有害物質の地下漏洩の防止などの適正管理を促進します。	環境局) 環境保全課
		土壌汚染対策法に基づき、土壌の汚染状況の把握及びその汚染による健康被害防止の措置等を行います。	
化学物質対策	有害化学物質に関する調査研究と情報提供の充実	ダイオキシン類など有害化学物質の適切なモニタリング調査を行います。 新たな環境汚染物質に関する調査研究の充実や、有害化学物質に関する積極的な情報提供を行い、事業者による自主的な管理の改善を促進します。	環境局) 環境保全課 環境科学課
	PRTR（化学物質の排出移動量登録）制度	未規制の有害化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」により把握された排出量などの情報を市民・事業者に幅広く周知するなど、市民生活における化学物質の適切な使用や事業者における自主的な管理の改善を促進します。	環境局) 環境保全課
安全・安心な生活環境の保全	外来生物による被害の防止	ゴケゲモ類やアライグマなどの外来生物による、人の生命・身体や農林水産業等への被害防止に努めます。	環境局) 環境調整課 環境科学課 保健福祉局) 生活衛生課 農林水産局) 農業振興課
	健康・環境に係る危機管理	食中毒・感染症など保健衛生や大気汚染・博多湾の水質など環境に関する試験検査・調査研究等を行い、健康・環境に係る危機管理等への機能を強化します。	環境局) 保健環境管理課

成果指標

成果指標	現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
環境基準(大気質)の達成率	NO ₂ 100% (2012年度)	100% (2024年度)	環境基本法第16条第1項の環境基準
環境基準(有害大気汚染物質)達成率	ベンゼン 100% (2012年度)	100% (2024年度)	環境基本法第16条第1項の環境基準
環境基準(自動車騒音)の達成率	95.3% (2012年度)	100% (2024年度)	環境基本法第16条第1項の環境基準
環境基準(ダイオキシン類)達成率	100% (2012年度)	100% (2024年度)	ダイオキシン類対策特別措置法第7条の環境基準

第3項 気候変動への適応

施策の基本的方向

避けることのできない気候変動による自然環境への影響や、健康や生活など人間社会への影響を軽減するため、自然や社会のあり方を調整する適応の取組みを推進します。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
安全・安心 のまちづくり	浸水対策等の推進	重点地区を定め雨水対策を行う「雨水整備 DOプラン」及び雨水対策を強化した「雨水整備レインボープラン天神」に基づき浸水対策を進めるとともに、博多駅・天神周辺地区の分流化事業を実施します。また、公共施設における貯留・浸透施設の導入を促進します。	道路下水道局) 下水道計画課
	渇水対策の推進	異常渇水から市民を守る抜本的な対策として、渇水対策容量を持つ五ヶ山ダム建設を推進します。	水道局 計画課
	森林病虫害等の被害対策の推進	海岸線の重要松林を中心に貴重な緑を守るため、薬剤の地上散布や、市民団体の松林保全活動へ抵抗性の強い松苗の提供を行うなどの松くい虫対策を推進します。	農林水産局) 森林・林政課
健康・快適 なまちづくり	ヒートアイランド対策の推進	都市部の気温が周辺地域と比べ島状に高くなるヒートアイランド現象への対策として、屋上や壁面等を含む緑化や風の道の活用など、ヒートアイランド対策を推進します。	住宅都市局) みどり政策課 道路下水道局) 計画調整課
		打ち水の普及啓発や緑のカーテンなどによる日陰・クールスポットの創出を行うなど暑熱環境に適応したライフスタイルの構築を推進します。	環境局) 温暖化対策課
	熱中症対策の推進	市民へ注意を促すため、防災メールやホームページを活用して暑さ指数の予測情報を提供します。 福岡市熱中症対策方針(仮称)に基づき、関係局区が連携して予防・対処法の普及啓発などの熱中症対策を推進します。	環境局) 環境保全課 環境局) 環境保全課、 市民局) こども未来局) 保健福祉局) 教育委員会) 各区) 消防局)

成果指標

成果指標	現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
都心部における緑被面積 都心部：御笠川～百年橋通り～高宮・大正通りで囲まれたおよそ3km四方、面積920haの範囲	96ha (2007年度)	103ha (2020年度※)	ヒートアイランド現象の緩和につながる都心部の緑を図る指標として設定。 (福岡市新・緑の基本計画に掲げる成果指標)

※本計画の目標年度が2024(平成36)年度であるため、関連計画等の点検・見直しと合わせ、指標項目・目標値の再設定を検討する。

第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

施策の基本的方向

市民や事業者との共働により、自然や歴史的風土などと調和した美しい街の実現を図ります。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
歴史・景観を活かした美しいまちの実現	良好な地形・地質及び自然景観の保全	脊振山、立花山、博多湾等の自然環境資源や、室見川等の河川敷やその水生植物群落等身近な環境資源の保全により、福岡市独自の眺望や身近な自然景観を維持します。	各局)
	歴史的文化を活かしたまちづくり	景観法や都市計画法、福岡市都市景観条例その他の様々な手法を活用しながら、市民や事業者との共働による自然や歴史的風土などとの調和のある美しい景観形成を図ります。	住宅都市局) 都市景観室
	良好な公共施設整備	景観に配慮し、周辺環境と調和がとれた建物・道路等の公共施設整備を推進します。	各局
	モラル・マナーの向上	自転車の放置防止、迷惑駐車防止、空き缶たばこ等の散乱防止、違反広告物対策、ペットの飼い主のマナー向上等について市民啓発を進めます。	市民局) 生活安全課 住宅都市局) 交通計画課 保健福祉局) 生活衛生課 環境局) 循環型社会 計画課 住宅都市局) 都市景観室 道路下水道 局) 道路管理課

成果指標

成果指標	現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
市民のマナーに対する満足度	31.5% (2012 年度)	60% (2022 年度※)	市民のモラル・マナーの向上の度合いを図る指標として設定 (福岡市基本計画に掲げる成果指標)
自転車放置率	10.5% (2012 年度)	10%以下 (2024 年度)	市民のモラル・マナーの向上の度合いを図る指標として設定 (福岡市道路整備アクションプラン 2016 に掲げる成果指標をもとに設定)

※本計画の目標年度が2024（平成36）年度であるため、関連計画等の点検・見直しと合わせ、指標項目・目標値の再設定を検討する。

第2章 分野横断型施策の展開

この計画のめざすまちの姿を実現するため、前章の各分野のまちづくりを着実に進めるとともに、分野間相互の連携により、相乗的な効果を引き出すことが重要です。このことから、前章の各分野に共通する事項として、①「環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり」、②「環境の保全・創造に向けたしくみづくり」、③「ふくおかから九州・アジアへ」という3つの項目について、それぞれ「現状と課題」、「施策の基本的方向」、「主要な施策」、「成果指標」を示します。

第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

めざすまちの姿の実現に向けては、行政だけでなく、市民・事業者も含めた各主体が環境の保全・創造に向け主体的に行動することが必要です。そのためには、環境行動の担い手である人材の育成、さらには、個々の主体や活動のつながりを構築することが重要です。

そこで、「環境行動を担う人材の育成」・「地域環境力の向上」に取り組みます。

第1項 環境行動を担う人材の育成

施策の基本的方向

環境行動の担い手である市民・事業者の育成のため、学校や地域など様々な機会や場所を捉え、また、大学等とも連携を図りながら、幅広く環境行動を担う人材の育成に取り組みます。

また、環境人材の育成については、あらゆる世代・事業者を対象とし、環境行動のリーダーとなる人材の育成及び相互の連携強化に力を入れます。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
環境行動のリーダーとなる人材の育成	環境教育・学習に携わる市職員・教員の育成	教育機関と連携して、学校における環境教育・学習の推進及び環境教育を担う教育者を育成します。 本市の環境関係職員、教師等が中心となった情報交換や研修機会の場を提供します。	環境局) 政策経営課
	地域におけるリーダーの育成	自然観察会など、地域における環境保全活動をつなぎ広げていくことができる、リーダーやコーディネーターを育成するとともに、リーダー間の連携を促進します。	環境局) 温暖化対策課
様々な機会・場・対象者を捉えた環境教育・学習の推進	学校における環境教育・学習	総合学習や体験学習の場において環境教育・学習の展開を図るとともに、教員が環境教育・学習を実施するための研修制度やツールの充実を図ります。	環境局) 政策経営課 教育委員会) 学校指導課 小中学校
		関係機関等の支援による体験活動を学習に取り入れ、環境について学ぶ機会を提供します。	

分類	施策名	施策内容	関係課
	あらゆる年代に対する環境教育・学習	自然体験活動や環境美化活動、ごみ減量・リサイクル活動などの実体験を重視した環境教育・学習を推進します。また、副読本などの学習のツールの充実や環境教育・学習関連施設の効果的な活用を図ります。	環境局) 政策経営課
	大学等との連携による環境人材の育成	大学や研究機関と連携して、大学・研究機関等を拠点とした人材の育成を進めます。その際には、外国人留学生との交流等により、国際感覚の醸成にも努めます。	環境局) 政策経営課
	環境活動を行う企業の育成	事業者に対し、環境経営システムの導入等に向けた情報提供を行うとともに、事業者の自主的な環境改善の取組みを支援します	環境局) 政策経営課 各課
	市内に居住する外国人等との共働による環境行動の推進	環境行動に必要な情報の提供などを通して、市内に居住する外国人等の、環境に配慮した行動の促進を図るとともに、地域で共に活動する人材の育成に努めます。また、共に活動することを通して外国人等から得られる、環境に関する気付きを、地域の環境活動等に活かします。	環境局) 政策経営課 総務企画局) 国際部

成果指標

成果指標	現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
環境教育・学習人材リスト登録者数	44人 (2013年度)	80人 (2024年度)	環境行動のリーダーとなる人材育成の成果を図る指標として設定。

第2項 地域環境力の向上

施策の基本的方向

地域における環境の様々な情報を把握し活用します。また、自発的に環境活動を行う市民・団体・事業者等活動を支援するとともに、個々の主体や活動のつながりを構築することにより、環境保全と地域活性化を同時に達成する「地域環境力」を高めます。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
地域の資源である自然的・社会的基盤や多様な主体の把握	環境に関する多様な人材の把握とそのネットワーク化	環境保全に関する知識・能力等を持った、地域における多様な人材を的確に把握し、このような人材のネットワーク化に努めます。	環境局) 政策経営課
	地域における環境活動の情報収集・整理	環境活動団体や地域で行われている環境活動などの多様な情報を収集・整理し、地域における環境保全活動の促進につなげます。	環境局) 政策経営課
環境に関する地域のコミュニケーションの推進	地域の環境保全活動への参加促進	環境保全活動をあらゆる場や機会に広げていくため、区役所とも連携し、地域における活動の場や機会をつくります。 地域の環境保全活動への、より多くの市民の参加を促進し、地域における環境活動のリーダーが活動する機会を創出します。	環境局) 政策経営課
	活動のネットワークづくり	環境保全を担う人材や環境保全活動のネットワークづくりを推進します。 市民・団体・事業者・学校・地域・行政など各主体のネットワークづくりを推進します。	環境局) 政策経営課
	環境市民ファンドなどを活用した自発的活動の支援	市民・団体等の環境保全に向けた自発的活動に対し、環境市民ファンドなどを活用した積極的な支援策を講じます。	環境局) 政策経営課
環境に関する研究・技術開発等の推進	地域における環境研究・技術力強化	大学、研究機関、事業者、NPO、各団体及び行政の連携を強化し、環境に関する様々な分野において研究の推進、技術力の向上を図ります。	環境局) 政策経営課
	ふくおかの環境技術・ノウハウの市民への浸透	ふくおかにおける環境技術・ノウハウについて、わかりやすく情報発信します。	環境局) 政策経営課

第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

環境への負荷の多くは、私たちが行う個々の経済・社会活動に起因しており、環境負荷の低減や自然環境の保全を図るためには、通常の社会活動、日常生活において、環境に配慮すべき事項などを具体的に示すことにより、市民一人ひとりが積極的に環境に配慮した活動を行うよう誘導していく仕組みづくりが必要です。

また、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業等については、事前に事業者自らが環境に与える影響について予測・評価し、その結果を事業に反映させることにより環境に配慮したものとする環境影響評価の適切な運用が必要です。それ以下の規模であっても、事業実施に先立って、その構想・計画などのより早い段階において、環境に及ぼす影響について検討し環境配慮を行うことが求められています。

さらに、国や自治体などの行政機関は通常の経済活動の主体として占める位置が極めて大きいことから、今後も福岡市が事業者・消費者として環境保全に向けた取組みを率先して推進するとともに、国や関係する自治体へも協力を要請していくことが必要です。

加えて、今日の環境問題は複雑多岐にわたり、環境の状況や知見の変化も著しいものがあることから、環境情報を継続的に収集する必要があります。また、市民・事業者・行政の環境に配慮した取組みを推進するためには、各主体が環境情報を効果的に活用できることが不可欠であり、環境情報を整備して継続的に双方向に発信し、共有していくことが必要です。

そこで、「環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用」・「市民・事業者の自主的な活動等に対する支援」・「環境情報の継続的な収集・発信と共有」に取り組みます。

第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用

施策の基本的方向

市民、事業者、行政の各主体が行う様々な活動において、環境への配慮を適切に行うため、各種規制や手続等の制度を整備し、適切に運用します。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
環境配慮のための手続きや規制など	環境影響評価の推進	福岡市環境影響評価条例などにより、早期の計画段階などにおける環境影響評価を推進します。また、環境影響評価に関する情報などを整備します。	環境局) 環境調整課
	福岡市環境配慮指針の適切な運用	福岡市環境配慮指針を適切に運用し、開発事業などの構想・計画段階からの適切な環境配慮を誘導します。	環境局) 環境調整課
	アイランドシティ環境配慮指針の適切な運用	アイランドシティ環境配慮指針を適切に運用します。	環境局) 環境調整課
	特定施設などに対する排出規制の遵守	公害関係法令による特定施設などに対する排出規制の遵守を図ります。	各局)

	<p>建築物総合環境性能評価制度（CASBEE 制度）の運営</p>	<p>一定規模以上の建築物を新築・増改築する場合に、建築主に建築物環境配慮計画書の届出を求め、建築物の建築に係る環境への負荷低減等環境の保全に関する自主的な取組みを促進します。</p>	<p>住宅都市局) 建築審査課</p>
--	------------------------------------	--	-------------------------

第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援

施策の基本的方向

行政が率先して環境負荷の低減を図るとともに、市民・事業者の自主的な環境配慮を促進するための様々な支援等を行います。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
環境配慮への支援等	各種基金（ファンド）の活用	「環境市民ファンド」や「事業系ごみ資源化推進ファンド」の適切な活用による環境活動の支援に取り組みます。	環境局）各課
	水源かん養林などの管理・育成に対する支援	公益性を有する水源かん養林などの森林に対して、基金などによる適正な管理・育成の支援に取り組みます。	水道局）流域連携課
	表彰・助成	「福岡市環境行動賞」など、活動に参加している市民・事業者等に対する表彰や助成を行います。	環境局）各課
自主的な環境配慮の促進	福岡市役所環境保全実行計画の推進	福岡市役所環境保全実行計画に基づき、行政が率先して環境負荷の低減を図ります。	環境局）温暖化対策課
	環境に配慮した契約	環境に配慮した契約方法を検討します	環境局）温暖化対策課
	環境経営システムの導入と実践	市の施設などにおける ISO14001 の取得・運用や、自主的な環境経営システムの構築を促進します。	各局）
	グリーン購入の推進	福岡市グリーン購入ガイドラインに基づき、環境物品等の調達に積極的に努めます。	環境局）政策経営課
	融資制度による市内中小企業の省エネ・新エネ設備の導入支援	福岡市商工金融資金制度の環境・エネルギー対応資金により、市内中小企業の省エネ・新エネ設備の導入を支援します。	経済観光文化局）経営支援課
	PRTR制度の運用	PRTR制度の運用により、事業者が化学物質の不要な排出を抑えるなど自主的な管理を促進します。	環境局）環境保全課
	公害防止協定等の締結による事業者の環境負荷低減促進	公害防止協定等の締結による環境負荷の低減を図ります。	環境局）環境保全課
	事業者による環境経営システムの導入促進	事業者のエコアクション21認証・登録やISO14001認証取得を支援します。	環境局）政策経営課

第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有

施策の基本的方向

市民・事業者が必要とされる大気・水質・騒音などの環境情報を収集し、調査・研究を行います。また、国や大学、他の自治体とも連携し、最新の幅広い情報の収集に努めます。

収集・整理した情報は、地域や社会のニーズに合わせ、様々な媒体を活用して効果的に発信するとともに、一方的な情報提供にとどまらない、双方向的な情報の活用方法についても検討します。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
環境情報の収集・整理	調査・研究等の推進	地域・社会の状況を踏まえたうえで環境情報に関する各主体のニーズを把握し、ニーズに合った大気・騒音・水質などの環境監視、自然環境などの環境情報の収集・整備・ネットワーク化を推進します。	環境局) 環境保全課 環境調整課 環境科学課
		市内の大気汚染等の常時測定情報を収集・監視し、また、システムの更新にあたっては、最新の技術・知見に基づき新たな環境監視へのニーズに対応できるようシステムの整備・拡充を行います。	環境局) 環境保全課
		市の試験・研究機関の機能強化・連携による効率的・効果的な調査・研究を推進します。	環境局) 環境科学課
	研究機関等との連携による新たな知見等の収集	大学や国・県の研究機関などとの連携による、広域的・新たな環境問題に関する科学的知見の収集、現状把握の充実に努めます。	環境局) 環境保全課 環境科学課
環境情報の発信・共有	様々なメディアを活用した環境情報の発信・共有	市政だより、広報冊子やインターネットなどのあらゆる媒体を活用して、情報弱者にも配慮した、正確で最新の環境情報を発信・共有します。	環境局) 政策経営課
		ごみ出しのルール等をはじめ、環境に関する様々な情報について、外国語にも対応した発信・共有に努めます。	環境局) 循環型社会計画課 総務企画局) 国際部
	環境教育・学習プログラムの充実	あらゆる世代・対象者に対応した環境教育・学習プログラムを充実させ、効果的に情報を発信します。	環境局) 政策経営課
		環境副読本など様々な媒体を活用した環境教育・学習の推進を行います。	環境局) 政策経営課
		市の環境教育・学習に関する施設が持つプログラムを有機的に結び付けます。	
	ニーズに応じた情報の発信	大気環境の常時測定データなど、ニーズに合った環境情報を提供します。	環境局) 各課

第3節 ふくおか から九州・アジアへ

現状と課題

私たちの生活に不可欠な、豊かな自然と歴史ある文化、水や資源の循環などの環境からの恵みは、近隣地域との相互依存関係の中で成り立っています。めざすまちの姿の実現に向けては、福岡市域だけでなく、都市圏や市域を超えた「地域循環圏」、「自然共生圏」の視点を持ち、取組みを進める必要があります。

また、アジアの環境は本市にも影響していることから、本市が経験してきた環境改善の経験や技術、ノウハウを活かし、アジアの環境改善に向けた国際環境協力を行うことの重要性も高まっています。

そこで、「近隣地域や九州・国内各地域との連携」・「国際環境協力の推進」の施策を展開します。

第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携

施策の基本的方向

福岡都市圏をはじめ、近隣や九州、国内の地域と、環境施策の幅広い分野で連携・協力し、環境に関する共通の課題に向けた取組みや情報共有などを行います。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
近隣地域との連携	福岡都市圏の市町との環境協力の推進	<p>廃棄物処理や環境保全など広域化する環境行政に対応するため設立された「福岡都市圏環境行政推進協議会」を中心に、省エネルギー、ごみ減量・リサイクルなどの取組みや環境情報の共有などについて、福岡都市圏での環境協力・連携を推進します。</p> <p>産業廃棄物は広域的に移動・処理される実態があることから、関係自治体と連携を図り、発生抑制・再資源化や適正処理を推進します。</p>	<p>環境局) 政策経営課</p> <p>環境局) 産業廃棄物指導課</p>
	水資源地域・流域との連携・協力	水源の多くを市外に依存しているため、市民に水源かん用林の保全活動への参加を呼びかけるとともに、市外の水源地域との連携を図り、水の安定的な確保に努めます。	水道局) 流域連携課
九州・国内各地域との連携	福北連携における環境連携の推進	福岡市と北九州市の両市に共通の環境問題の解決に向けての各種協議・検討・研究などを行います。	環境局) 政策経営課
	四市連携における環境連携の推進	九州域の一体的な発展に寄与するため、鹿児島市・熊本市・福岡市・北九州市が連携・協力して環境教育・学習分野などにおける連携を推進します。	環境局) 政策経営課
市民の連携	市民による市域を超えた環境への取組みに対する支援・促進	地産地消の取組み（直売など）の情報を市域外にも広く発信するなど、市民の市域を超えた環境への取組みを支援・促進します。	各局)

第2項 国際環境協力の推進

施策の基本的方向

本市や市内の大学等がこれまで培ってきた経験を活かし、廃棄物処理や自然環境保全等に関する技術・ノウハウについて、研修生の受入れや人材派遣等により、ニーズに応じた国際協力を展開します。

また、市民・事業者等による自発的な国際環境協力への支援も積極的に行います。

主要な施策

分類	施策名	施策内容	関係課
アジア太平洋地域などの都市との連携・技術交流の推進	海外からの研修生等の受け入れ	これまで培ってきたふくおかの環境技術・ノウハウについて、海外からの研修生の受入れを推進します。	環境局) 政策経営課 施設課 総務企画局) 国際部
	国際機関との連携による技術協力	<p>地元大学との共同研究による廃棄物埋立技術である福岡方式（準好気性埋立構造）を軸に、独立行政法人国際協力機構（JICA）や国連ハビタット福岡事務所、地元の大学・研究機関などの連携による技術協力を展開します。</p> <p>環境にやさしい節水型都市づくりを通じて培ってきた経験やノウハウを活かし、水道・下水道分野において国際協力機構（JICA）等を通じた技術協力を推進します。</p>	環境局) 政策経営課 施設課 水道局) 経営企画課 道路下水道局) 下水道経営企画課 総務企画局) 国際部
民間団体等の自発的活動の促進	市民団体等による国際環境協力への支援	市民・市民団体等の開発途上国に対する緑化・生活環境改善等のボランティア活動への参加や、国際協力を行っているNPO等の自発的活動の促進及び支援を行います。	環境局) 政策経営課
		環境に関する国際交流の機会及び情報の提供を推進します。	環境局) 政策経営課
	アジアの環境改善に向け市民・事業者・行政が連携した取り組みの推進	ラブアース・クリーンアップ事業をはじめとする市民・事業者・行政の共働による取り組みを推進します。	環境局) 政策経営課 循環型社会計画課

成果指標

成果指標	現状値 (把握年度)	目標値 (目標年度)	指標設定の考え方
視察・研修受入人数	602人 (2011年度)	1,700人 (2022年度※)	アジア・太平洋地域などの都市への国際環境協力の取り組みの度合いを図る指標として設定。 (福岡市基本計画に掲げる成果指標)

※本計画の目標年度が2024（平成36）年度であるため、関連計画等の点検・見直しと合わせ、指標項目・目標値の再設定を検討する。

第3部 計画の推進

本計画の実効性を確保し、着実に推進するためには、強固かつ柔軟な推進体制を構築するとともに、着実な進行管理を実施する必要があります。

この観点を踏まえて、第3部では、第1節において、市民、事業者、行政における連携のあり方、庁内推進体制の充実等を示すこととします。また、第2節において、PDCA サイクルによる進行管理方法や計画の進捗状況を着実に把握するための成果指標の設定等について示しています。

第1節で構築した推進体制および第2節で設定した進行管理の方法に基づき、本計画の着実な進行推進を図ります。

第1節 推進体制

第1項 各主体との連携

持続的な発展が可能なまちを実現するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、環境の保全・創造に向け連携して取り組むことが重要です。

本計画の推進に当たっては、行政のみならず、市民・事業者の自主的な行動を促進するとともに、各主体が公平な役割分担のもと、様々な取組みに参画できるよう促していくことで、地域から環境を良くしていこうとする力：「地域環境力」を向上させていきます。



各主体の連携による計画の推進

第2項 庁内推進体制の充実

行政も、政策立案の活動のみならず、市内における一事業者として、オフィス活動、会議、イベント等における物品の調達やエネルギー、紙等の使用等について、環境に配慮した活動を率先して実施するとともに、その取組みの実施状況を定期的に点検・評価し、結果をそれぞれの活動に反映していくためのしくみを強化し、環境の保全・創造に向けた取組みを積極的に推進します。

環境分野は、大気、水質、ごみ等の我々の生活に極めて身近な環境から、地球温暖化や生物多様性、資源・エネルギーなどの地球規模に至る問題まで、広範で多様な内容を包含していることから、庁内においてもまちづくりや産業、観光、健康・福祉、教育等のさまざまな分野に関わります。従って、庁内の他分野の部局においても、本計画に基づく環境マインドを共有するとともに、庁内横断的な組織も活用しながら、各行政分野との整合・調和を図ることにより、有機的に施策を推進していきます。

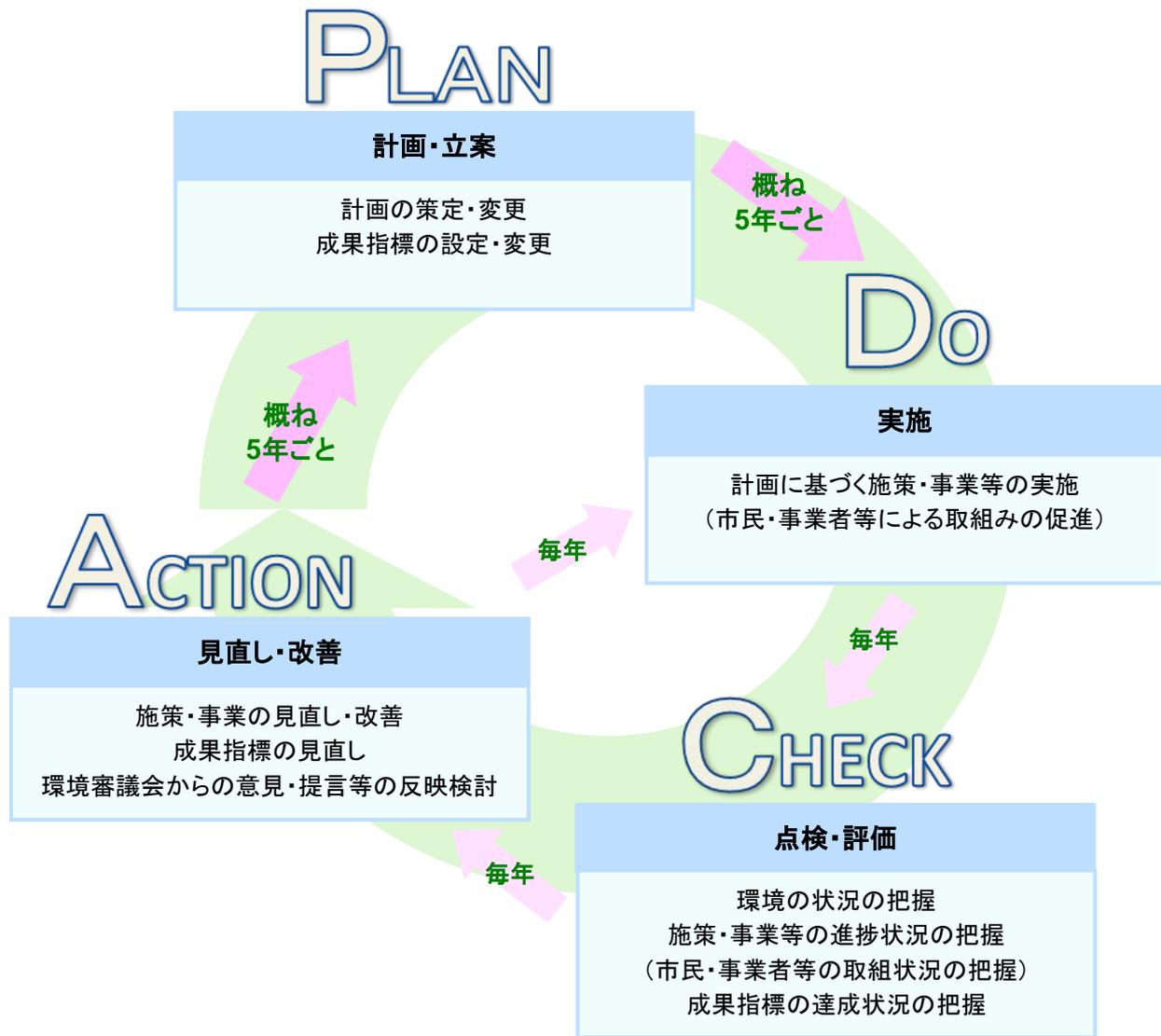
また、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するために設置された「福岡市環境審議会」への定期的な環境の状況、取組状況の報告を行い、本審議会における意見・提言を反映することで、さらなる効果的な施策の推進につなげます。

第2節 指標による進行管理

第1項 進行管理の実施方針

本計画の確実な推進を図るため、定期的な点検・評価を実施するとともに、今後の社会状況の変化等にも柔軟に対応できるよう、適切な見直しを行っていきます。

計画【Plan】で定めた方向性に従って、個別の施策・事業を実施【Do】し、環境の状況や個別の施策・事業の取組状況、成果指標の達成状況などを毎年把握【Check】し、「福岡市環境審議会」による第三者評価の結果を踏まえながら、今後の取組みや目標について、適切な見直し・改善【Action】を行う、「PDCAサイクル」を継続的に実施することで、計画の確実の推進と必要に応じた見直しを随時進めていきます。



PDCA サイクルによる計画の推進

第2項 成果指標

本計画では、進捗状況の客観的かつ合理的な評価を実施するため、評価に要するコスト等も勘案したうえで、評価の目的や評価対象の性質等に応じた、可能な限り具体的・定量的な成果指標を設定します。

成果指標には、福岡市基本計画をはじめとする、各行政分野における計画等で掲げる成果指標も含め、分野別及び分野横断型施策において、それぞれを代表するような指標や、全体をあらわす指標を用いることとします。また、これらの指標は、本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や社会経済等の状況に即した適切なものとなるよう、指標の継続性等にも配慮しながら柔軟に見直しを行っていきます。